

令和8・9年度				
受付 番号	種目番号	連絡先	委託担当 都筑水再生センター	担当者名 電話 932-2321
設 計 書				
1 委託名 都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託				
2 履行場所 都筑水再生センター				
3 履行期間 <input checked="" type="checkbox"/> 期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで <input type="checkbox"/> 期限 契約締結の日から令和 年 月 日まで				
4 契約区分 <input type="checkbox"/> 確定契約 <input checked="" type="checkbox"/> 概算契約				
5 その他特約事項 なし				
6 現場説明 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要				
7 委託概要 都筑水再生センター庁舎の総合管理を、合理的かつ適切な方法により実施することで、庁舎の環境を常に最適な状態に保つとともに、安全性、快適性、機能性を長期にわたり維持するものである。				

8 部 分 払 する (24回以内) しない

軽微な修繕等の支払いについては各年の3月にまとめて支払うものとする。

部 分 払 の 基 準

業務内容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
【令和8年度】 庁舎総合管理業務	6月	1	回		
庁舎総合管理業務	9月	1	回		
庁舎総合管理業務	12月	1	回		
庁舎総合管理業務	2月	1	回		
庁舎総合管理業務	3月	(1)	回		()
庁舎総合管理業務	4, 5, 7, 8, 10, 11, 1月	7	回		
【令和9年度】 庁舎総合管理業務	6月	1	回		
庁舎総合管理業務	9月	1	回		
庁舎総合管理業務	12月	1	回		
庁舎総合管理業務	2月	1	回		
庁舎総合管理業務	3月	(1)	回		()
庁舎総合管理業務	4, 5, 7, 8, 10, 11, 1月	7	回		

委 託 代 金 額	¥ () . -
内 訳 業 務 価 格	¥ () . -
消費税及び地方消費税相当額	¥ () . -

委託訳書

委託訳書

委託訳書

横浜市下水道河川局

- 5 -

第 2 号
内 訳 書

代 價 内 訳 書

三 四 川 河 道 水 利 建 立 沿 流

道門書

第 1 号
代 價 内 訳 書

代 價 内 訳 書

第2号代価内訳書 庁舎清掃業務						
名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	单 価 (円)	金 領 (円)	摘 要
清掃業務費						
日常清掃		12	月			
定期清掃 1		4	回			
定期清掃 2		2	回			
電気機械室定期清掃		1	回			
窓ガラス清掃 1 (建物内部)		2	回			
窓ガラス清掃 2 (建物内部)		1	回			
窓ガラス清掃 1 (建物外部)		2	回			
窓ガラス清掃 2 (建物外部)		1	回			
小計						
直接物品費		1	式			
計						(直接業務費)
業務管理費		1	式			
合計						(直接業務費+業務管理費)
一般管理費等		1	式			
計						(庁舎清掃業務)

代 價 内 訳 書

横 沟 事 下 水 道 河 川 昌

- 8 -

第3号
代価内訳書

代 價 内 訳 書

第4号代価内訳書 防災設備保守点検業務						
名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
(前期業務)						
直接人件費			1 式			
見積による直接人件費			1 式			
小計(直接人件費)						
直接物品費			1 式			
小計(直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費						
業務原価						
一般管理費						
業務価格(前期業務)						
(後期業務)						
直接人件費			1 式			
見積による直接人件費			1 式			
小計(直接人件費)						
直接物品費			1 式			
見積による直接物品費			1 式			放出試験用ガス費
小計(直接物品費)						
直接業務費						

代 價 內 訳 書

横 沟 事 下 水 道 河 川 昌

道 河 二

— 10 —

第 4 号

代 價 内 訳 書

第5号代価内訳書 空調設備保守点検業務						
名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	单 価 (円)	金 領 (円)	摘 要
空調設備 リモートコンデンサ型室 内機	冷房能力 33.5kW以上 56.0kW未満	3	台			制御盤含む
空調設備 セパレート型室内機	天井吊形	6	台			制御盤含む
空調設備 セパレート型室内機	床置形	1	台			制御盤含む
空調設備 リモートコンデンサ型室 外機	リモートコンデン サ型	6	台			制御盤含む
空調設備 セパレート型室外機	冷房能力 11.2kW以上 33.5kW未満	4	台			制御盤含む
空調設備 セパレート型室外機	冷房能力 35.5kW以上 56.0kW未満	2	台			制御盤含む
計						(空調設備保守点検費)
点検管理費		1	式			
合計						(直接業務費)
直接経費		1	式			備・消耗品費含む
技術経費		1	式			
間接業務費		1	式			
業務原価						
諸経費		1	式			
計						(空調設備保守点検業 務)

代 價 内 訳 書

横 沟 事 下 水 道 河 川 昌

道 河 川

第 6 号

代 價 内 訳 書

横 沟 事 下 水 道 河 川 昌

- 13 -

第 7 号

代 價 内 訳 書

横浜市下水道河川局

— 14 —

第 8 号

代 價 内 訳 書

第9号代価内訳書 庁舎清掃業務						
名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
清掃業務費						
日常清掃		12	月			
定期清掃 1		4	回			
定期清掃 2		2	回			
電気機械室定期清掃		1	回			
窓ガラス清掃 1 (建物内部)		2	回			
窓ガラス清掃 2 (建物内部)		1	回			
窓ガラス清掃 1 (建物外部)		2	回			
窓ガラス清掃 2 (建物外部)		1	回			
小計 (清掃業務費)						
直接物品費		1	式			
計						(直接業務費)
業務管理費		1	式			
合計						(直接業務費+業務管理費)
一般管理費等		1	式			
計						(庁舎清掃業務)

代 價 内 訳 書

横浜市下水道河川局

— 16 —

第 10 号

代 價 内 訳 書

第11号代価内訳書 防災設備保守点検業務						
名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
(前期業務)						
直接人件費			1 式			
見積による直接人件費			1 式			
小計 (直接人件費)						
直接物品費			1 式			
小計 (直接物品費)						
直接業務費						
業務管理費						
業務原価						
一般管理費						
業務価格 (前期業務)						
(後期業務)						
直接人件費			1 式			
見積による直接人件費			1 式			
小計 (直接人件費)						
直接物品費			1 式			
見積による直接物品費			1 式			放出試験用ガス費
小計 (直接物品費)						
直接業務費						

第 11 号
代 價 内 訳 書

代 價 內 訳 書

三 四 川 河 道 水 利 建 立 沿 流

- 18 -

第 11 号

代 價 内 訳 書

第12号代価内訳書 空調設備保守点検業務						
名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
空調設備 室内機	天井カセット形	2	台			制御盤含む
空調設備 セパレート型室内機	天井吊形	2	台			制御盤含む
空調設備 セパレート型室内機	床置形	4	台			制御盤含む
空調設備 セパレート型室外機	冷房能力 11.2kW未満	2	台			制御盤含む
空調設備 セパレート型室外機	冷房能力 11.2kW以上 33.5kW未満	5	台			制御盤含む
空調設備 セパレート型室外機	冷房能力 33.5kW以上 56.0kW未満	1	台			制御盤含む
計						(空調設備保守点検費)
点検管理費		1	式			
合計						(直接業務費)
直接経費		1	式			備・消耗品費含む
技術経費		1	式			
間接業務費		1	式			
業務原価						
諸経費		1	式			
計						(空調設備保守点検業務)

代 價 内 訳 書

横 沟 事 下 水 道 河 川 昌

道 河 二

— 20 —

第 13 号

代 價 內 訳 書

昌 川 河 道 水 下 事 情

道 河 川
— 21 —

第 14 号
代 價 内 訳 書

委託仕様書

第1章 総則

(総則)

第1条 委託者が受託者に委託する業務（以下「委託業務」という。）については、委託契約書等に定めるもののほか、本仕様書に従い、委託業務履行に際し関係する法令を遵守して、これを履行しなければならない。

第2章 共通仕様

(提出書類)

第2条 受託者は、遅滞なく次の書類を作成し、委託者の指定する職員（以下「立会職員」という。）に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 委託業務着手届出書		
(2) 委託代金内訳書		
(3) 工程表	契約締結後5日以内 (休日を除く)	各1部
(4) 現場責任者・業務従事者選定通知書		
(5) 委託組織表		

2 受託者は、委託者の関係職員と委託業務について打合せを行った後、次の書類を作成し、立会職員に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 打合せ議事録（A4版）		
(2) 業務実施計画書（A4版）	打合せ後遅滞なく	各1部

3 受託者は、業務委託履行中次の書類を作成し、立会職員に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 委託業務日報（A4版）	毎日作業終了後	1部
(2) 委託業務写真（必要に応じて） サービス判、カラー写真でアルバムとじ込み（ネガフィルム又は電子媒体を含む。）	完了検査前	各1部
(3) 成果報告書		

(使用許可申請書)

第3条 受託者は、業務委託の実施に当たり、火気、電気等を使用する場合は事前に使用許可申請書を立会職員に提出し、委託者の同意を受けなければならない。ただし、委託者が必要ないと認めた場合は、この限りではない。

(検査)

第4条 受託者は、委託業務が完了したとき（履行済み部分に係る委託業務完了を含む。）は、次の書類を立会職員に提出し、委託者が指定する検査員の検査を受けなければならない。

提出書類	提出期限	部数
委託完了届出書	委託業務完了のとき	1部
履行済部分に係る委託完了届出書	履行済み部分に係る委託業務完了のとき	1部

(支払)

第5条 受託者は、前条の検査に合格したときは、次の書類を立会職員に提出し、委託代金の支払を請求するものとする。

提出書類	提出期限	部数
請求書	完了検査合格後	1部
	履行済み部分の検査合格後	1部

(労働安全衛生)

第6条 受託者は、安全衛生管理に努め、別に定める横浜市「水再生センター及び汚泥資源化センター工事等安全衛生基準」（以下「安全衛生基準」という）に掲げる事項を周知徹底しなければならない。

なお、「安全衛生基準」は、次の横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/>

(個人情報の保護)

第7条 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取り扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に「個人情報取扱特記事項」第2条の4に則り、管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により報告しなければならない。また、「個人情報取扱特記事項」第10条による研修を実施し、研修実施報告書・誓約書（第2号様式）を提出しなければならない。

なお、「個人情報取扱特記事項」は、次の横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/>

(電子計算機処理等の契約に関する情報取扱事項)

第8条 受託者は、電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」は、次の横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/>

(業務遂行時に発生する副産物の処分)

第9条 受託者は、業務の遂行に伴い発生する副産物（交換部品等）を委託者の指定場所に置くこと。

(横浜市グリーン購入の推進に関する事項)

第10条 受託者は、業務の遂行にあたり、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」に記された内容を十分に理解し、これを推進すること。

なお、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」及び、(別記)「特定調達物品等」は、次の横浜市ウェブページを参照のこと。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/shiyakusho/green.html>

業務共通仕様書

(目的)

第1条

本業務は、都筑水再生センター庁舎の総合管理を、合理的かつ適切な方法により実施することで、庁舎の環境を常に最適な状態に保つとともに、安全性、快適性、機能性を長期にわたり維持することを目的とする。

(履行期間)

第2条

業務委託期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

(施設概要)

第3条

- (1) 施設名称 横浜市都筑水再生センター
- (2) 所在地 横浜市都筑区佐江戸町25番地

(建物管理における用語の定義)

第4条

- (1) 「保全」とは、点検や保守等により建築物や設備の安全を確保することをいう。
- (2) 「個別業務」とは、仕様書に定める対象業務をいう。
- (3) 「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭、異音、温度異常、その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (4) 「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検を含めていう。
- (5) 「法定点検」とは、建築物の保全の関係法令に基づき実施することが規定されている点検をいう。
- (6) 「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

(建物管理者に関する用語の定義)

第5条

- (1) 「総合管理責任者」とは、本委託を総合して管理を行う責任者であり、特記仕様書1の責任者をいう。
- (2) 「業務責任者」とは、総合管理責任者の下で業務を行うものであり、特記仕様書2～7の責任者をいう。

(業務内容)

第6条

基本的な業務の内容は次のとおりとし、詳細は各業務の仕様書を参照すること。
なお、履行予定月は、別表1のとおりとする。

- (1) 建物総合管理業務 (特記仕様書1)

- | | |
|-------------------|----------|
| (2) 庁舎清掃業務 | (特記仕様書2) |
| (3) エレベータ設備保守点検業務 | (特記仕様書3) |
| (4) 防災設備保守点検業務 | (特記仕様書4) |
| (5) 空調設備保守点検業務 | (特記仕様書5) |
| (6) 飲料水用受水槽点検清掃業務 | (特記仕様書6) |
| (7) レジオネラ属菌水質検査業務 | (特記仕様書7) |

(法令、基準類等の遵守)

第7条

本業務の実施に当たっては、各業務の内容に応じて関連する関係法令、条例、規則、要綱のほか標準仕様書、マニュアル、基準、指針、解説版、ガイドラインなどを遵守すること。

関係法令、各種基準などについては、受託者の責任において調査し、各々の許認可などの手続き上設定される基準日に、最新のものを採用すること。

(共通事項)

第8条

(1) 体制

ア 業務体制

本業務を実施するうえで、各業務内容について委託者が求める期間内で履行が完了できる体制を構築するとともに、各業務内容に適した経験者を配置・従事させ、履行品質の維持・確保に努めること。

なお、委託契約約款第6条に基づき、全部又は主たる部分(総合管理業務)を除いて、一部を第三者に委任託(以下「再委託」という。)する場合は、あらかじめ、再委託に関して本市の承諾を得てから履行すること。

また、再委託先については、「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨に基づき、市内中小企業者の受注機会の確保に努めること。

イ 連絡体制

緊急時における連絡網を委託者に提出すること。

本委託では常駐は求めない(常駐することも妨げない)。受託者は、総合管理責任者を選任し、委託者に届け出ること。総合管理責任者は平日9:00~17:00の間、常に委託者と連絡・調整が可能な状態とする。

ウ 安全衛生管理体制

受託者は、本委託契約の履行に伴う業務に関して、安全衛生管理に努め、本業務の履行に関する全ての担当者に周知徹底させなければならない。また、本委託履行のために入場するものに対し、危険個所の通知や安全指導を行い、適切に管理する。

(2) 業務の実施

ア 委託者の立会い

受託者は作業等に際して委託者の立会いを求める場合は事前に申し出ること。

イ 書類の保管

受託者は、本業務において作成し、及び保有する資料並びに市から貸与を受けた資料を常に整理し、委託者の求めに応じて提供できるよう保管すること。

(3) 業務の検査等

- ア 受託者は、部分払いを請求しようとするとき、又は業務が完了した時は、その旨を委託者に通知し、検査を受けなければならない。
- イ 受託者は、検査を受ける際は予め下記の資料を整備し委託者に提出しなければならない。
- (ア) 契約図書（委託契約書、仕様書等）
 - (イ) 業務計画書、作業計画書、作業報告書
 - (ウ) 成果物、打合せ記録、その他検査に必要な資料

別表1

履行予定月

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)	建物総合管理業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	庁舎清掃業務 床の日常清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	床以外の日常清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	床の定期清掃1			○			○			○			○
	床の定期清掃2						○						○
(2)	電気機械室の定期清掃						○						
	窓ガラス清掃1 (建物内部)						○						○
	窓ガラス清掃2 (建物内部)						○						
	窓ガラス清掃1 (建物外部)						○						○
	窓ガラス清掃2 (建物外部)						○						
(3)	エレベータ設備保守点検業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4)	防災設備保守点検業務						○						○
(5)	空調設備保守点検業務						○						
(6)	飲料水用受水槽点検清掃業務											○	
(7)	レジオネラ属菌水質検査業務						○			○		○	

建物総合管理業務

(全体管理)

第1条

(1) 業務全般における委託者との連携

業務全般における委託者への報告・連絡・調整、定例会議の主催及び出席、議事録の作成

(2) 関係法令の情報収集及び法改正への対応

関係法令の改正に関する情報収集及び委託者の法改正への対応に対する支援

※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律だけにとどまらず、建築基準法や消防法、廃棄物の処理や環境配慮、バリアフリー関連など本委託契約に関わるものすべて含む。

(3) 総合管理責任者の主な業務

各業務責任者への指示・取りまとめ・指導を行い、適正に各業務が履行されるよう対応すること。

ア 各業務の計画立案、報告には総合管理責任者が立ち会うこと。

イ 各業務において、日常的なものを除く点検や作業等に原則総合管理責任者が立ち会うこと。立ち会った場合は実施確認、口頭及び日報による報告を行うこと（立会い時間、内容、結果等）

(4) 昇降設備点検業務

昇降設備（エレベータ）点検業務は特記仕様書3に記載の製造業者（当該昇降装置設備の保守点検実績のある業者を含む）が点検実施すること。

(5) 各種書類の作成

受託者は各仕様書に定める提出物のほか、下表の書類を委託者に提出すること。本仕様書に定めのない書類についても、委託者からの指示があった場合は作成し、提出すること。

ア 計画書

No	提出書類	内容	提出時期
1	総合管理業務計画書	業務実施体制、実施方針、業務計画及び各業務の報告書式等、業務全般について具体的に記載したもの	業務開始前・内容変更時
2	作業計画書	上記計画書に基づき、業務別に実施日時、作業内容、作業範囲、業務従事者名等を記載したもの	業務開始前・内容変更時
3	年間予定表	業務別に、年間の作業実施計画を記載したもの	年度開始前・内容変更時
4	月間予定表	業務別に、月間の作業実施計画を記載したもの	毎月末まで翌月分を提出

イ 報告書

No	提出書類	内容	提出時期
1	総合管理業務報告書 ※月次及び年次	業務全体の実施状況、計画に対する進捗状況を記載したもの	月次：月末 年次：各年度の3月末
2	随時報告書	修繕等の対応内容を記載したもの	随時

(軽微な修繕等の実施)

第2条

- (1) 受託者は、防災設備保守点検業務、空調設備保守点検業務等において点検結果により必要となつた軽微な修繕、または突発的に発生する緊急対応等を実施すること。
実施内容及び結果について委託者に報告する。
- (2) 本業務は、受託者が材料等を手配し主体的に行うことを原則とするが、特殊な部品の調達や専門的知識等を要する場合は外注も可能とする。外注により軽微な修繕を実施する場合、受託者の責任において業者を指導監督し、修繕等を実施する。
- (3) 年間総額は300万円相当（税抜き）とする。年度開始前に1年間の修繕・予定項目と予算を計画し、緊急対応として費用が必要となった際には協議して執行項目を決定する。

庁舎清掃業務

(清掃内容)

第1条 本委託業務の清掃場所・作業内容・清掃周期・面積等は、次のとおりである。

ただし、作業内容・清掃周期の詳細は別表－1「作業内容等詳細」のとおりとする。

(1) 建物内部の清掃

ア 床の日常清掃

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
玄関ホール	弹性・硬質床	除塵及び部分水拭き	1日	80 m ²
センター長室	弹性床	除塵及び部分水拭き	1日	1 m ²
	繊維床	除塵	1日	29 m ²
事務室	弹性床	除塵及び部分水拭き	1日	24 m ²
	繊維床	除塵	1日	157 m ²
水質事務室	弹性床	除塵及び部分水拭き	1日	19 m ²
会議室	弹性床	除塵及び部分水拭き	1日	1 m ²
	繊維床	除塵	1日	43 m ²
設計室	繊維床	除塵	1日	24 m ²
前室	弹性・硬質床	除塵及び部分水拭き	1日	8 m ²
廊下	弹性床	除塵及び部分水拭き	1日	207 m ²
エレベータホール	弹性床	除塵及び部分水拭き	1日	81 m ²
作業員詰所	弹性床	除塵及び部分水拭き	1日	71 m ²
便所（本館）・洗面所	弹性床	除塵及び全面水拭き	1日	68 m ²
便所（5系）	硬質床	除塵及び全面水拭き	1日	12 m ²
湯沸室	弹性床	除塵及び全面水拭き	1日	16 m ²
エレベータ	弹性床	除塵及び部分水拭き	1日	1台
階段	弹性床	除塵及び部分水拭き	1日	96 m ²

※ ごみ運搬処理を含む。

イ 床以外の日常清掃

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
玄関ホール	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、備品除塵、ごみ処理等	1日	80 m ²
便所・洗面所	ごみ処理、扉・便所へだて部分拭き、洗面台・鏡拭き、衛生陶器洗浄、衛生消耗品補充、汚物処理等	1日	68 m ² (本館)
			12 m ² (5系)
湯沸室	流し台洗浄及び厨塵処理等	1日	16 m ²
エレベータ	部分拭き及び扉溝除塵	1日	1台
階段	手摺り拭き等	1日	96 m ²
ごみ運搬処理	種類ごとに分別して梱包 集積所までの運搬	1日	938 m ²

ウ 床の定期清掃 1

1	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
玄関ホール	弹性床	表面洗浄	3か月	50 m ²
	硬質床	一般床洗浄	3か月	30 m ²
前室	弹性床	表面洗浄	3か月	5 m ²
	硬質床	一般床洗浄	3か月	3 m ²
展示室	弹性床	表面洗浄	3か月	210 m ²
廊下	弹性床	表面洗浄	3か月	207 m ²
エレベータホール	弹性床	表面洗浄	3か月	81 m ²
エレベータ	弹性床	表面洗浄	3か月	1台
便所・洗面所	弹性床	表面洗浄	3か月	68 m ²
	硬質床	一般床洗浄	3か月	12 m ²
階段	弹性床	表面洗浄	3か月	96 m ²

エ 床の定期清掃 2

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
センター長室	弹性床	表面洗浄	6か月	1 m ²
事務室	弹性床	表面洗浄	6か月	24 m ²
会議室	弹性床	表面洗浄	6か月	1 m ²
水質事務室	弹性床	表面洗浄	6か月	19 m ²
水質試験室	硬質床	一般床洗浄	6か月	149 m ²
作業員詰所	弹性床	表面洗浄	6か月	71 m ²
中央操作室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	6か月	126 m ²
湯沸室	弹性床	表面洗浄	6か月	16 m ²
女子更衣室	弹性床	表面洗浄	6か月	20 m ²
廊下	弹性床	表面洗浄	6か月	45 m ²
階段	弹性床	表面洗浄	6か月	12 m ²
第二ポンプ施設	事務室	弹性床	表面洗浄	6か月
	詰所	弹性床	表面洗浄	6か月
	玄関ホール	弹性床	表面洗浄	6か月
	便所・洗面所	硬質床	一般床洗浄	6か月
	階段	弹性床	表面洗浄	6か月

才 電気機械室定期清掃

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
電気室（各所）	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	2946 m ²
制御室（各所）	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	731 m ²

カ 床以外の定期清掃

(ア) 窓ガラス清掃（内側）

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃 1	洗浄	6か月	295 m ²
窓ガラス清掃 2	洗浄	1年	90 m ²

(2) 建物外部の清掃

窓ガラス清掃（外側）

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃 1	洗浄	6か月	276 m ²
窓ガラス清掃 2	洗浄	1年	90 m ²

（清掃作業の実施日及び時間）

第2条 本委託業務の清掃作業の実施日及び作業時間は、次のとおりである。

清掃種別	実施日	作業時間
日常清掃	毎日（土曜、日曜、祝日、休庁日を除く）	別途協議
定期清掃	別途協議	別途協議
窓ガラス清掃	別途協議	別途協議

（注）実施日及び作業時間については、委託者受託者協議により決定すること。

（一般事項）

第3条 清掃器材等は、作業の内容に最も適したものを用いるものとし、その使用にあたっては立会職員に申し出ること。

- 2 作業員が事務室等に立入り、作業を行う場合には、立会職員に申し出を行うこと。また、貸与した鍵は慎重に取扱い、業務を行うために必要な時間と場所に限り使用すること。
- 3 清掃作業に使用する器材等は、特に指定のない限り受託者が準備すること。
- 4 清掃作業を実施するにあたっては、常に火災等の事故が発生することのないように十分注意を払うこと。
- 5 清掃作業の実施により移動した椅子、その他の物品は必ず元の位置に戻しておくこと。

(支給品及び貸与品)

第4条 本委託業務で支給及び貸与する品目は、次のとおりである。

- (1) 水・電力
- (2) 補充用トイレットペーパー、石鹼等
- (3) 日常清掃の作業員控室

(作業予定表等の提出)

第5条 作業予定表等の提出書類は、次のとおりである。

- (1) 年間作業予定表

受託者は、契約締結後速やかに立会職員に、年間の作業予定表を提出すること。
- (2) 作業要領書

現場責任者は、作業前に立会職員に、作業内容、作業場所、使用器材及び作業人員等を記載した作業要領書を提出すること。
- (3) 休祭日等委託業務許可申請書の提出について

現場責任者は、休祭日に作業を行う場合、遅くとも1週間前までに休祭日等委託業務許可申請書を提出すること。
- (4) 清掃作業報告書

現場責任者は、作業終了後直ちに立会職員に、作業内容、作業場所、使用器材及び作業人員等を記載した清掃作業報告書を提出し、検査を受けること。

(完了検査)

第6条 履行を確認するための部分完了検査及び完了検査は、次のとおりである。

- (1) 現場確認及び書類検査
- (2) 検査員の指示する事項

エレベータ設備保守点検業務

(仕様)

第1条 本委託業務の対象となるエレベータの仕様は、次のとおりである。

項目	仕 様
用 途	乗用（車いす用）
制 御 方 式	インバータ制御方式
定 員 ・ 積 載 量	11名、750kg
速 度	4.5m/分
電 源	AC 200V、3相、50Hz
停 止 か 所 ・ 階	3か所、1～3階
昇 降 行 程	7.735m
昇 降 路 全 高	13.420m
か ご 内 寸 法	間口1,400mm×奥行き1,350mm
扉 開 閉 方 式	2枚戸中央開き
巻 上 げ 電 動 機	4.5kW(1時間定格)
操 作 方 式	乗合全自動方式
製 造 会 社	フジテック株式会社

(関係法規)

第2条 本委託業務は、建築基準法（昭和25年法律第201号）・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）・同法施行令（昭和47年政令第318号）及びクレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）等の関係法規の規定に基づき、本委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を履行すること。

2 前項の規定等に定めのない細部の事項については、委託者・受託者が協議して決定すること。

(履行内容)

第3条 受託者は、エレベータ設備の電気・機械的性能及び安全装置の機能を維持保全するため、専門知識・経験を有する技術者により3ヶ月に1回の定期保守点検（別表-1）及び1日1回の遠隔監視点検（別表-2）を実施すること。

2 受託者は、適切な保守を計画的に実施し、点検・調整から修理部品の取替えまでの機能の維持に必要な保守のすべてを行うこと。

(緊急点検)

第4条 委託者がエレベータ設備に異常を認め通知した場合は、速やかに措置を講じること。

(費用負担)

第5条 本委託業務に要する費用は、別表-1及び別表-2に係わる調整・点検及び部品交換等すべて受託者の負担とする。ただし、次に掲げる費用については、委託者の負担とする。

(1) 塗装、かご床タイル、意匠部品の取替え

(2) 委託業務に必要な電気、水道料金

(報告書の提出)

第6条 保守点検実施後、速やかに点検報告書を作成し、委託者に提出すること。

(完了検査)

第7条 履行を確認するための部分完了検査及び完了検査は、次のとおりである。

(1) 書類検査

(2) 検査員の指示する事項

別表－1
定期保守点検

点検項目	点検内容
通常点検	異常音・振動・乗り心地
	ドア・開閉状態・しきい溝
	着床時の段差
	かご意匠・表示・ボタン
	乗り場意匠・表示・ボタン
	ドア反転装置
	かご内照明
機械室	かご内ファン
	室内環境
	機械室内機器の状態
	巻上機・電動機
	制御機器の作動状態
非常装置	ブレーキの作動状態
	停電灯装置
昇降路・乗り場ドア	外部連絡装置
	昇降路環境
	昇降路内機器の状態
	リミットスイッチ
	乗り場ドアロック・自閉力
かごまわり	ドアインターロック(接点)
	かごまわり機器の状態
	ドア駆動装置・つかみ装置
	かごドア戸閉めスイッチ
	かごドア終端スイッチ
ピット	かごドア終端保持装置
	ピット内環境
	ピット内機器の状態
	緩衝器
主要機器詳細	張り車・コンペン機器
	主ロープ(損傷・摩耗)
	調速機作動・調速機ロープ
	ブレーキパッド
	各綱車・主綱車ロープ溝
	ガイドレール(摩耗・変形)
その他	釣合おもり(底部隙間)
	地震時管制運転装置(S波・P波)
	停止時自動着床装置
	火災管制運転装置

別表－2
遠隔監視点検

点検項目	点検内容
機械室機器	機械室温度
	制御盤温度
	ブレーキ動作状態
	接触器の動作状態
	制御機器の動作状態
かご関連機器	戸の開閉状態
	押しボタン動作状態
	ゲートスイッチ動作状態
	照明点灯状態
	停電灯点灯状態
	外部連絡装置の状態
乗り場関連機器	カメラの動作状態
	戸の開閉状態
	押しボタン動作状態
昇降路内機器	ドアスイッチ動作状態
	安全スイッチ動作状態
運行性能	制御機器動作状態
	起動状態
	加速状態
	一定走行状態
	減速状態
	着床状態

防災設備保守点検業務

(履行場所)

第1条 本委託業務の履行場所は、次のとおりである。

施設名	履行場所	備考
都筑水再生センター	都筑区佐江戸町25番地	本館 送泥棟 沈砂池 第二ポンプ施設 せせらぎろ過棟 オゾン棟 新電気室 1・2系管廊(本館周り管廊) 3・4系:消毒棟 5系:次亜塩貯留棟 新自家発棟 特高棟 屋外(倉庫、濃縮棟、危険物倉庫、ろ過電気室、PCB倉庫)

(業務内容)

第2条 本委託の機器点検・総合点検の点検内容、点検周期及び点検対象は、次のとおりである。

(1) 点検方法・点検項目は、消防法等関連法令等に基づいて実施すること。

(2) 点検の周期

消防設備の種類	点検内容	点検の周期(点検時期)
消火器具 誘導灯及び誘導標識 消防用水 非常コンセント設備	機器点検	2回／1年 (前期・後期実施)
屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	機器点検	2回／1年 (前期・後期実施)
自動火災報知設備 非常警報設備 避難器具(※) 排煙設備(防火戸・防火ダンパー等含む。) 非常電源専用受電設備	総合点検	1回／1年 (後期実施)
配線	総合点検	1回／1年 (後期実施)

※避難器具の点検のみ、9月に機器点検・総合点検、3月までに機器点検を実施する。

(3) 点検対象となる防災設備等の機器・数量は、「別表-1」のとおり

(ハロゲン化物消火設備の点検)

第3条 ハロゲン化物消火設備の総合点検時に行う放出試験は、窒素ガス又は空気を試験用ガスとして使用すること。試験内容は、指定の防護区画の起動装置及び選択弁等の動作状態、ガス放射状態、制御装置等の点検を行うこと。なお、各配管系統のガス漏洩試験も合わせて行うこと。
放出試験の数量の内訳は、別表－2のとおりである。

(粉末消火設備の点検)

第4条 粉末消火設備の総合点検時に行う放出試験は、窒素ガス又は空気を試験用ガスとして使用すること。試験内容は、放出弁の動作状態、放出弁開放装置、加圧用ガス容器等の点検を行うこと。なお、ホースのガス漏洩試験も合わせて行うこと。
放出試験の数量の内訳は、別表－2のとおりである。

(補修等)

第5条 点検によって、部品の交換又は補修等を必要とする箇所を発見した場合は、不良箇所の場所および不良内容を明確にし、適切な処置ができるようにしておくとともに、立会職員に速やかに報告すること。なお、補修の負担は委託者・受託者で協議すること。

2 保守点検時に必要と思われる軽微な機器等の補修は、受託者の負担とする。

(注意事項)

第6条 本委託業務における注意事項は、次のとおりである。

- (1) 業務内容を十分に理解し、作業中の不注意な行動、誤認等による事故の防止に努めること。
- (2) 現場責任者は現場に常駐するとともに、専門技術者を確保し、点検項目等は消防法等に基づいて実施すること。
- (3) 各室内等への立ち入りは、立会職員と打合わせのうえ立ち入ることとし、指定した場所以外、絶対に立ち入らないこと。また、覆蓋等の上には絶対に乗らないこと。
- (4) 点検員は、会社名、氏名を書いた名札またはヘルメットを着用すること。

(報告書の提出)

第7条 保守点検実施後、速やかに点検報告書を作成し、委託者に提出すること。なお、報告書は法令等に基づいた様式とすること。

2 消防法施行規則第31条の6の規定に基づく報告を所轄の消防署長に提出する際、立会職員に同伴すること。

(完了検査)

第8条 履行を確認するための部分完了検査及び完了検査は、次のとおりである。

- (1) 書類検査
- (2) 検査員の指示する事項

別表－1 消防用設備等の機器・数量

施設名 都筑水再生センター

1－1－1 消火器具（本館）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式 小型10型3kg	46本	粉末消火器 車載式 大型50型 20kg	6本

1－1－2 消火器具（送泥棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式 小型10型3kg	8本		

1－1－3 消火器具（沈砂池）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式 小型10型3kg	3本		

1－1－4 消火器具（第二ポンプ施設）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式 小型10型3kg	14本	粉末消火器 車載式 大型50型 20kg	1本

1－1－5 消火器具（せせらぎろ過棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式 小型10型3kg	7本		

1－1－6 消火器具（オゾン棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式 小型10型3kg	3本		

1－1－7 消火器具（新電気室）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式 小型10型3kg	7本		

1－1－8 消火器具（1・2系管廊(本館周り管廊)）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式 小型10型3kg	28本		

1－1－9 消火器具（3・4系：消毒棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式 小型10型3kg	68本	粉末消火器 車載式 大型50型 20kg	1本

1－1－10 消火器具（5系：次亜塩貯留棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式 小型10型3kg	19本	粉末消火器 車載式 大型50型 20kg	1本

1－1－11 消火器具（新自家発棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式 小型10型3kg	4本	粉末消火器 車載式 大型50型 20kg	2本

1－1－12 消火器具（特高棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式 小型10型3kg	3本	粉末消火器 車載式 大型50型 20kg	1本

1－1－13 消火器具（屋外）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末消火器 蓄圧式 小型10型3kg	11本	粉末消火器 車載式 大型50型 20kg	2本

1－2－1 屋内・屋外消防栓設備（本館）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
加圧送水装置	1組	制御盤	1面
消防栓	6組	起動用スイッチ	6個
表示灯	6灯	音響装置	6組
水源	1組	放水試験（後期のみ）	1式

1－2－2 屋内・屋外消防栓設備（第二ポンプ施設）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
加圧送水装置	1組	制御盤	1面
消防栓	3組	起動用スイッチ	3個
表示灯	3灯	音響装置	3組
水源	1組	放水試験（後期のみ）	1式

1-3-1 ハロゲン化物消火設備（本館）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
消火剤貯蔵容器	23基	容器弁開放装置（ガス圧式）	23個
起動用ガス容器	2 個	起動用操作箱	2 個
光電式分離型感知器※	10個	定温式スポット型感知器※	67個
音響装置	2 組	制御盤 5回線以下	1 面
音声盤	1 面	電源装置	1 組
圧力スイッチ	2 個	逆止弁	2 個
開口部自動閉鎖装置	8 個	放出表示灯箱	6 個
選択弁	2 個	ヘッド	25個
作動試験	1 式	放出試験（後期のみ・試験容器使用）	1 式

※光電式分離型感知器及び定温式スポット型感知器の歩掛は自火報設備の歩掛を準用。

1-3-2 ハロゲン化物消火設備（移動式）（第二ポンプ施設）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
消火剤貯蔵容器	2 基	ホースリール	2 個
放出試験（後期のみ・試験容器使用）	2 式		

1-4 粉末消火設備（移動式）（特高棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
粉末タンク	1 基	加圧用窒素容器	1 基
薬剤点検	1 式	ホースリール	1 個
放出試験（後期のみ・試験容器使用）	1 式		

1-5-1 自動火災報知設備（本館）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機GR型 50回線	1 面	定温式スポット型感知器	30個
煙感知器	129個	P型1級発信機	9 個
表示灯	9 灯	音響装置	10個
消火栓起動装置	1 個	常用電源	1 組
予備電源（非常電源兼用）	1 組		

1-5-2 自動火災報知設備（送泥棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機P型1級 10回線	1 面	煙感知器	34個
P型1級発信機	3 個	表示灯	3 灯
音響装置	4 個	常用電源	1 組
予備電源（非常電源兼用）	1 組		

1－5－3 自動火災報知設備（第二ポンプ施設）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 1級 5回線	1 面	定温式スポット型感知器	1 個
煙感知器	51個	P型 1級発信機	3 個
表示灯	3 灯	音響装置	3 個
消火栓起動装置	1 個	常用電源	1 組
予備電源（非常電源兼用）	1 組		

1－5－4 自動火災報知設備（せせらぎろ過棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 1級 5回線	1 面	P型 1級発信機	4 個
表示灯	4 灯	音響装置	4 個
常用電源	1 組	予備電源（非常電源兼用）	1 組

1－5－5 自動火災報知設備（オゾン棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 1級 5回線	1 面	煙感知器	7 個
P型 1級発信機	2 個	表示灯	2 灯
音響装置	2 個	常用電源	1 組
予備電源（非常電源兼用）	1 組		

1－5－6 自動火災報知設備（新電気室）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 1級 5回線	1 面	煙感知器	13個
P型 1級発信機	2 個	表示灯	2 灯
音響装置	2 個	常用電源	1 組
予備電源（非常電源兼用）	1 組		

1－5－7 自動火災報知設備（1・2系管廊(本館周り管廊)）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
表示灯	13灯		

1－5－8 自動火災報知設備（3・4系：消毒棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機 P型 1級 20回線	2 面	差動式スポット型感知器	23個
定温式スポット型感知器	12個	煙感知器	11個
P型 1級発信機	27個	表示灯	27灯
音響装置	41個	常用電源	2 組
予備電源（非常電源兼用）	2 組		

1－5－9 自動火災報知設備（5系：次亜塩貯留棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機P型1級 20回線	1面	煙感知器	30個
P型1級発信機	18個	表示灯	18灯
音響装置	23個	常用電源	1組
予備電源（非常電源兼用）	1組		

1－5－10 自動火災報知設備（新自家発棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
煙感知器	19個	P型1級発信機	2個
表示灯	4灯	音響装置	2個

1－5－11 自動火災報知設備（特高棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
受信機P型1級 10回線	1面	差動式スポット型感知器	2個
定温式スポット型感知器	14個	煙感知器	16個
P型1級発信機	3個	表示灯	3灯
音響装置	3個	常用電源	1組
予備電源（非常電源兼用）	1組		

1－6 非常警報設備 放送設備 自動火災報知設備連動（5系：次亜塩貯留棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
増幅器操作部（240W）	1台	スピーカ回線	57個
起動装置（押しボタン）	1個	常用電源	1組
予備電源	1組	音圧確認、非常電源による総合作動等（後期のみ）	1式

1－7－1 誘導灯及び誘導標識（本館）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	18灯		

1－7－2 誘導灯及び誘導標識（送泥棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	7灯		

1－7－3 誘導灯及び誘導標識（沈砂池）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
誘導灯	13灯		

1-7-4 誘導灯及び誘導標識（第二ポンプ施設）（前期・後期）

機器名	数量	機器名	数量
誘導灯	12灯		

1-7-5 誘導灯及び誘導標識（せせらぎろ過棟）（前期・後期）

機器名	数量	機器名	数量
誘導灯	5灯		

1-7-6 誘導灯及び誘導標識（オゾン棟）（前期・後期）

機器名	数量	機器名	数量
誘導灯	3灯		

1-7-7 誘導灯及び誘導標識（新電気室）（前期・後期）

機器名	数量	機器名	数量
誘導灯	3灯		

1-7-8 誘導灯及び誘導標識（1・2系管廊(本館周り管廊)）（前期・後期）

機器名	数量	機器名	数量
誘導灯	56灯		

1-7-9 誘導灯及び誘導標識（3・4系：消毒棟）（前期・後期）

機器名	数量	機器名	数量
誘導灯	27灯	誘導標識	2枚

1-7-10 誘導灯及び誘導標識（5系：次亜塩貯留棟）（前期・後期）

機器名	数量	機器名	数量
誘導灯	17灯		

1-7-11 誘導灯及び誘導標識（新自家発棟）（前期・後期）

機器名	数量	機器名	数量
誘導灯	3灯		

1-7-12 誘導灯及び誘導標識（特高棟）（前期・後期）

機器名	数量	機器名	数量
誘導灯	4灯	誘導標識	2枚

1-8 避難器具（本館）（前期・後期）

機器名	数量	機器名	数量
救助袋（地上階数3斜降式）	1組		

1－9－1 排煙設備（本館）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
制御盤 10回線以下	6 面	煙感知器	6 個
ダンパー（自動解錠）	13個	排煙口	3 個
防火戸ドア式（片開き扉・常開）	2 枚	電動式シャッター（煙連動付）	1 枚
機械排煙設備（モーター駆動）	1 台	各種動作確認等（後期のみ）	1 式

1－9－2 排煙設備（送泥棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
制御盤 10回線以下	1 面	煙感知器	2 個
防火戸ドア式（片開き扉・常開）	1 枚	各種動作確認等（後期のみ）	1 式

1－9－3 排煙設備（1・2系管廊（本館周り管廊））（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
ダンパー（F D）	1 個	各種動作確認等（後期のみ）	1 式

1－9－4 排煙設備（屋外）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
ダンパー（F D）	1 個	各種動作確認等（後期のみ）	1 式

1－10－1 非常コンセント設備（1・2系管廊（本館周り管廊））（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
非常コンセント（100V）	8 個		

1－10－2 非常コンセント設備（3・4系：消毒棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
非常コンセント（100V）	11 個		

1－10－3 非常コンセント設備（5系：次亜塩貯留棟）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
非常コンセント（100V）	6 個		

1－11－1 非常電源専用受電設備（本館）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
低圧受電設備	1 式		

1－11－2 非常電源専用受電設備（第二ポンプ施設）（前期・後期）

機器名	数 量	機器名	数 量
低圧受電設備	1 式		

1-1-2 配線（第11条表中の1・2系管廊及び屋外以外の各棟）（後期）

機器名	数量	機器名	数量
配線(絶縁抵抗測定及び配線点検)	12式		

1-1-3-1 消防用水（3・4系：消毒棟）（前期・後期）

機器名	数量	機器名	数量
標識	2枚		

1-1-3-2 消防用水（5系：次亜塩貯留棟）（前期・後期）

機器名	数量	機器名	数量
採水口	1箇所 (3口)	標識	1枚

別表-2 放出試験数量内訳

1 ハロゲン化物消火設備放出試験（後期）対象数量

機器名	ガス種別	内容積/充填量	放出試験数量/ 設置容器数量
都筑水再生センター（本館, B1F自家発室）	ハロン1301	68ℓ/50kg	1本/23本
都筑水再生センター（第二ポンプ施設）	ハロン1301	68ℓ/46kg	2本/2本

※放出試験数量に合わせ歩掛を加算

2 粉末消火設備放出試験（後期）対象数量

機器名	ガス種別 (起動用ガス)	内容積/充填量 (起動用ガス)	放出試験数量/ 設置容器数量
都筑水再生センター（特高）	二酸化炭素	1.25ℓ / 0.82 kg	1本/1本

※放出試験数量に合わせ歩掛を加算

空調設備保守点検業務

(業務内容)

第1条 本委託の業務内容等は、次のとおりである。

業務内容	令和8年度			令和9年度		
	回数	型式・点検台数		回数	型式・点検回数	
空調設備の点検	1回	リモコンデング型室内機 冷房能力33.5kW以上56.0kW未満	3台	1回	セパレート型室内機 天井吊付形	2台
		セパレート型室内機 天井吊形	6台		セパレート型室内機 天井吊形	2台
		セパレート型室内機 床置形	1台		セパレート型室内機 床置形	4台
		リモコンデング型室外機	6台		セパレート型室外機 冷房能力11.2kW未満	2台
		セパレート型室外機 冷房能力11.2kW以上33.5kW未満	4台		セパレート型室外機 冷房能力11.2kW以上33.5kW未満	5台
		セパレート型室外機 冷房能力33.5kW以上56.0kW未満	2台		セパレート型室外機 冷房能力33.5kW以上56.0kW未満	1台

(点検対象機器の仕様)

第2条 本業務委託の保守点検対象機器の仕様は、別表－1のとおりである。

(対象機器の点検項目)

第3条 本委託業務の保守点検対象機器の点検項目等は、別表－2のとおりである。

(点検管理)

第4条 点検管理は、次のとおりである。

- (1) 機器、設備の点検内容の確認及び工程の打合せ
- (2) 点検チェックリストの作成
- (3) 点検完了後の点検報告書作成
- (4) その他必要な事項

(フロン排出抑制法対応のフロン類漏えい点検)

第5条 平成27年4月より施行されたフロン排出抑制法において、定期点検の対象となる機器（別表-1参照）については、以下の内容の点検を実施し、機器ごとの点検記録を提出すること。

なお、点検は、フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷凍冷蔵機器の構造並びに運転方法について、フロン排出抑制法に規定される十分な知見を有する者が、検査を自ら行い又は検査に立ち会うこと。

- (1) 機器の異常音の有無について確認すること。
- (2) 機器の外観の損傷、摩耗、腐食及び錆その他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無について、目視により確認すること。

(3) 直接法、間接法またはこれらを組み合わせた方法による検査を実施すること。

2 フロン類の漏えいまたは故障等を確認した場合は発注者にその旨を通知し、その後の対応について協議すること。

(注意事項)

第6条 本委託業務における注意事項は、次のとおりである。

- (1) 業務内容、業務範囲を十分理解し、作業中の不注意な行動、誤認等による事故の防止に努めること。
- (2) 専門技術者を確保し、点検項目等に基づいて実施すること。
- (3) 指定した場所以外、絶対に立ち入らないこと。

(機器の補修等)

第7条 受託者は保守点検によって、部品の交換又は特別の資材を必要とする故障を発見したときは、委託者に対し速やかに故障内容を報告すること。

なお、補修の負担は、委託者及び受託者で協議すること。

2 保守点検時に必要とする軽微な機器の補修は、受託者の負担とする。

(報告書の提出)

第8条 保守点検実施後、速やかに点検報告書を作成し、委託者に提出すること。

(完了検査)

第9条 履行を確認するための完了検査は、次のとおりである。

- (1) 書類検査
- (2) 検査員の指示する事項

別表－1 保守点検対象機器の仕様（空調設備 室内・室外ユニット）

【令和8年度】

機番、対象箇所		JCO排出抑制法定期点検対象機器	仕様	室内ユニット台数	室外ユニット台数
PAC-2	空調機械室B 本館二階系統	対象	冷房能力：40 冷却方式：空冷 冷媒ガス：R410A	1台	2台
PAC-3	本館三階機械室 本館操作室系統	対象	冷房能力：50 冷却方式：空冷 冷媒ガス：R410A	1台	2台
PAC-5	送泥棟電算室	対象	冷房能力：40 冷却方式：空冷 冷媒ガス：R410A	1台	2台
PAC-6	送泥棟電算室	対象	冷房能力：40 冷却方式：空冷 冷媒ガス：R410A	1台	2台
新電気室	制御室1	－	冷房能力：20 冷却方式：空冷 冷媒ガス：R410A	2台	1台
新電気室	制御室2	－	冷房能力：20 冷却方式：空冷 冷媒ガス：R410A	2台	1台
新電気室	電気室1	－	冷房能力：20 冷却方式：空冷 冷媒ガス：R410A	1台	1台
新電気室	電気室2	－	冷房能力：20 冷却方式：空冷 冷媒ガス：R410A	1台	1台

【令和9年度】

機番、対象箇所		JCO排出抑制法定期点検対象機器	仕様	室内ユニット台数	室外ユニット台数
特高電気室	制御室1	－	冷房能力：12.5 冷却方式：空冷 冷媒ガス：R32	1台	1台
特高電気室	制御室2	－	冷房能力：12.5 冷却方式：空冷 冷媒ガス：R32	1台	1台
PAC-MIN	4系列制御室	－	冷房能力：10 冷却方式：空冷 冷媒ガス：R410A	2台	2台
2・3系水処理棟 (B棟)	制御室	対象	冷房能力：40 冷却方式：空冷 冷媒ガス：R410A	1台	1台
第二ポンプ施設	制御室	－	冷房能力：20 冷却方式：空冷 冷媒ガス：R410A	1台	1台
PAC-1	第5系列	－	冷房能力：25 冷却方式：空冷 冷媒ガス：R410A	2台	2台

別表－2 保守点検対象機器の点検項目等

機 器 名	構 成 機 器	点 檢 項 目
空調設備	室内・室外 ユニット	1 パッケージ型空調機本体の清掃
		2 エアフィルタ、ドレンパンの清掃
		3 運転回路、電気機器の点検
		4 冷媒ガス系統の漏れ点検、油量の点検
		5 送風機の点検（ファンベルトの点検及び調整。ファンベルト交換必要の場合、交換を含む。交換部品は本市支給品）
		6 電気関係の絶縁抵抗測定（電磁接触器の二次側にて測定）
		7 ベアリング関係の点検
		8 運転状態の確認
		9 ドレンポンプの動作確認（天井カセット形 室内機）
		10 その他必要事項

飲料水用受水槽点検清掃業務

(適用法令)

第1条 水道法(昭和32年・法律第177号)及び関係法令、横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の規定に準拠すること。

(委託業務内容)

第2条 本委託の業務内容は次のとおりである。

- (1) 受水槽の点検及び清掃
- (2) 水質検査
- (3) その他必要と考えられる事項

(委託業務の対象となる水槽)

第3条 業務の対象水槽は、次のとおりである。

水槽名	設置場所	有効容量	ビル管理法の適用有無	受水槽の区分
		(寸法)		
受水槽	本館屋上	6. 0 m ³ (縦1. 5m×横2. 0m×深さ2. 0m)	無	小規模受水槽水道

(点検項目)

第4条 受水槽の点検項目と点検内容は、別表-1のとおりである。なお、業務実施前に点検項目の詳細を委託者に提出し、担当職員の承諾を得ること。

(消毒)

第5条 受水槽を清掃した後、50～100ppmの次亜塩素酸ナトリウムを使用して、槽内を2回以上消毒すること。

(自主検査)

第6条 清掃完了後、次の水質5項目の自主検査を実施し、委託者に報告書を提出すること。

- (1) 残留塩素濃度測定 (0. 2mg/L以上)
- (2) 色度 (5度以下であること)
- (3) 濁度 (2度以下であること)
- (4) 臭気 (異常でないこと)
- (5) 味 (異常でないこと)

(費用の負担)

第7条 次に掲げる費用等は、委託者の負担とする。

- (1) 業務に必要な電気、上水の使用料金
- (2) 老朽化による機器の更新または交換の必要が生じた場合の補修費用

(注意事項)

第8条 注意事項は、次のとおりである。

- (1) 業務内容及び業務範囲を十分に理解し、作業中の不注意な行動、誤認等による事故の防止に努めること。
- (2) 清掃用具は、滅菌消毒済のものを使用すること。
- (3) 点検及び清掃は、水道法施行規則に「毎年1回以上定期に」行うことあるため、実施日は委託者と調整の上決定すること。 (前回実施日：令和7年2月6日)

(完了検査)

第9条 業務の履行を確認するための完了検査は、次のとおりである。

- (1) 書類検査
- (2) 目視検査
- (3) その他検査員が指示する事項

別表－1 点検項目

点検項目	判定		判定基準等
	番号	適否	
受水槽施設の外観点検	受水槽周囲の状況	1	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
		2	水槽の周囲にたまり水、湧水等が無いこと。
		2-2	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。
	受水槽本体の状況	★3	亀裂、漏水か所が無いこと。
			雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間が無いこと。
			水位電極部、揚水管等の接合部は固定され防水密閉されていること
	受水槽上部の状況	3-2	内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。
		4	水槽の蓋の直接上部には、他の設備機器等が置かれていなこと。
		5	水槽の上床板の直接上部には、水を汚す恐れのある設備、機器等が置かれていなこと。
		5-2	水槽上部は、水溜まりができるない状態であり、埃その他衛生上有害のものが堆積していないこと。
	受水槽内部の状況	★6	汚泥、赤錆等の沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。
		★7	清掃が年1回定期的に行われていることが明らかなこと。
		★8	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。
		★9	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
		9-2	外壁塗装の劣化等により、光が透過する状態になっていないこと。
		9-3	受水口と揚水口が接近していないこと。
	マンホールの状況	10	蓋が防水密閉型のものであって、埃その他衛生上有害なものが入らないものであること。
		11	点検等を行う者以外が容易に開閉できないものであること。
		12	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。
	オーバーフロー管の状態	13	管端部から、埃その他有害なものが入らない状態であること。
		14	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
		15	防虫網の網目の大きさは、小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。
		16	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
		17	管端部から、埃その他有害なものが入らない状態であること。
	通気管の状態	18	管端部の防虫網が確認でき、正常であること。
		19	防虫網の網目の大きさは、小動物等の侵入を防ぐのに十分なものであること。
		20	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。
	水抜管の状態	21	管端部と配水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
			管端部と配水管の流入口等の間隔は、逆流防止に十分な距離であること。

点検項目		判定		判定基準等
		番号	適否	
他	水管等の状態	★22		当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。
		★23		水を汚染する恐れのある設備の中を貫通してないこと。
水質検査	残留塩素	★24		給水栓における水に遊離残留塩素(0.2ppm以上)が認められること。
	色度	★25		給水栓における水に異常な色が認められないこと。
	濁度	★26		給水栓における水に異常な濁りが認められないこと。
	臭気	★27		給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。
	味	★28		給水栓における水に異常な味が認められないこと。
書類点検	書類の整備保存の状況	29		簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにする図面が整理保存されていること。
		30		受水槽の周囲の配置及び系統を明らかにする図面が整理保存されていること。
		31		水槽の掃除の記録が整理保存されていること。
		32		その他必要な帳簿書類が整理保存されていること。

★付番号の判定に否または×がつくと、検査は不合格となります。その他の欄に否または×がついた場合は、再清掃・整備・改善の措置を講じること。

レジオネラ属菌水質検査業務

(業務内容)

第1条 本委託の業務内容は、横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱に基づき、水再生センター等の冷却塔水等検査対象水について、レジオネラ属菌の水質検査を行うものである。
試験方法は、厚生労働省監修「新版レジオネラ症防止指針」掲載の方法とする。
なお、検査対象水の採取は委託者が行い、回収は受託者が行うものとする。

(回収場所)

第2条 本委託業務の回収場所は、次のとおりである。

施設名	回収場所
都筑水再生センター	都筑区佐江戸町25番地

(検査対象水数)

第3条 本業委託業務の検査対象水数は2検体とし、以下のとおりである。

採水場所	検体区分	履行予定	図面番号
管理棟	自家用発電機用冷却塔	冷却塔水	9月・12月・2月 ①
第二ポンプ施設	駆動エンジン用冷却塔	冷却塔水	9月・12月・2月 ②

(本市への貸与品)

第4条 検査対象水の採取にあたり、検査対象水相当数の滅菌済保存容器を水再生センター等に事前に貸与するものとする。

(注意事項)

第5条 本委託業務における注意事項は、次のとおりである。

- (1) 検査対象水の回収作業時には、検査対象水は保冷機能を有する容器へ収納し、搬送温度6～18℃で運搬を行う。
- (2) 検査対象水の回収日程については、事前に打合せのうえ決定する。
- (3) 担当員と十分打合せのうえ、業務を実施する。

(報告書の提出)

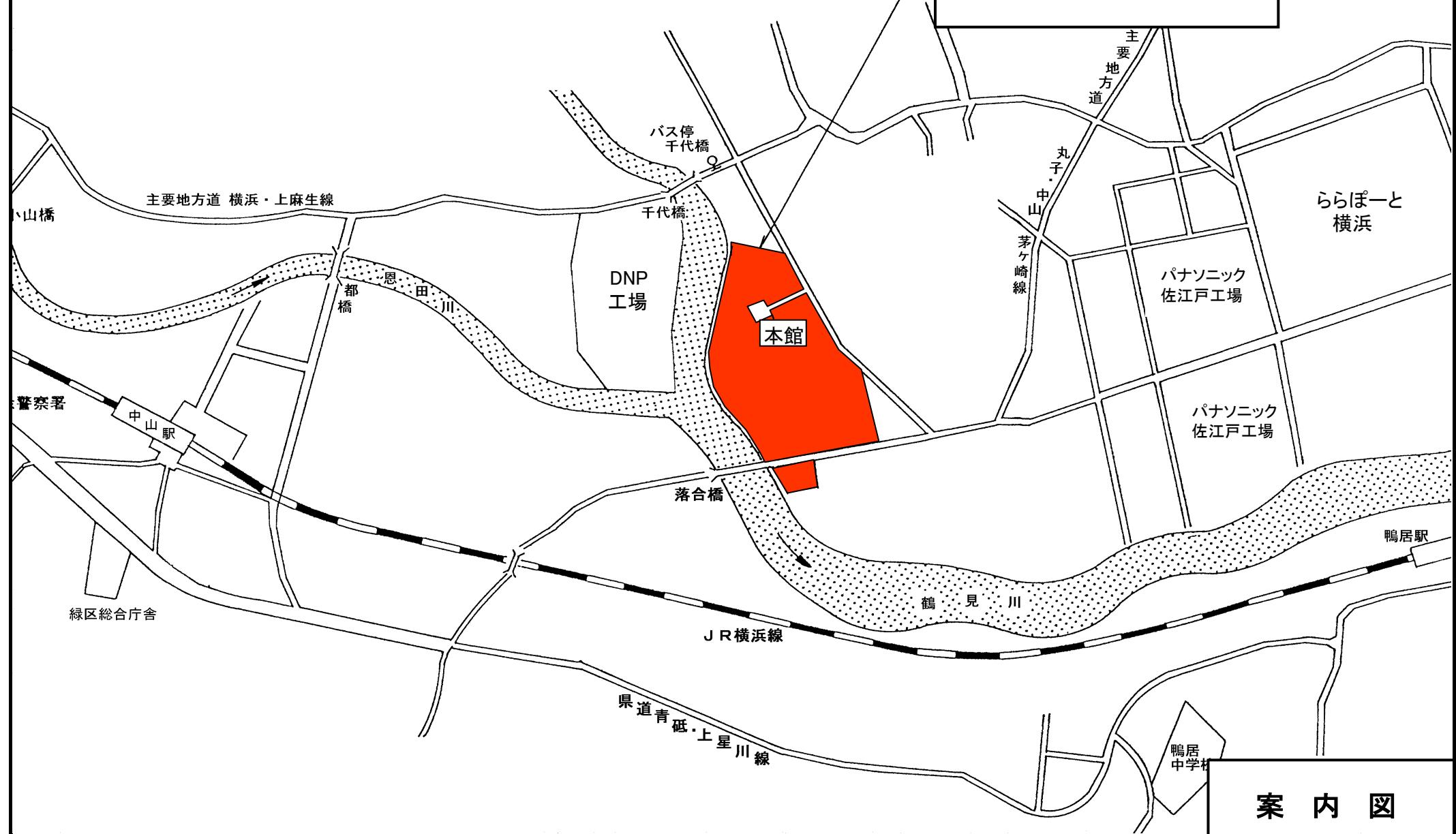
第6条 水質検査完了後、速やかに検査結果報告書を作成し、提出すること。

(完了検査)

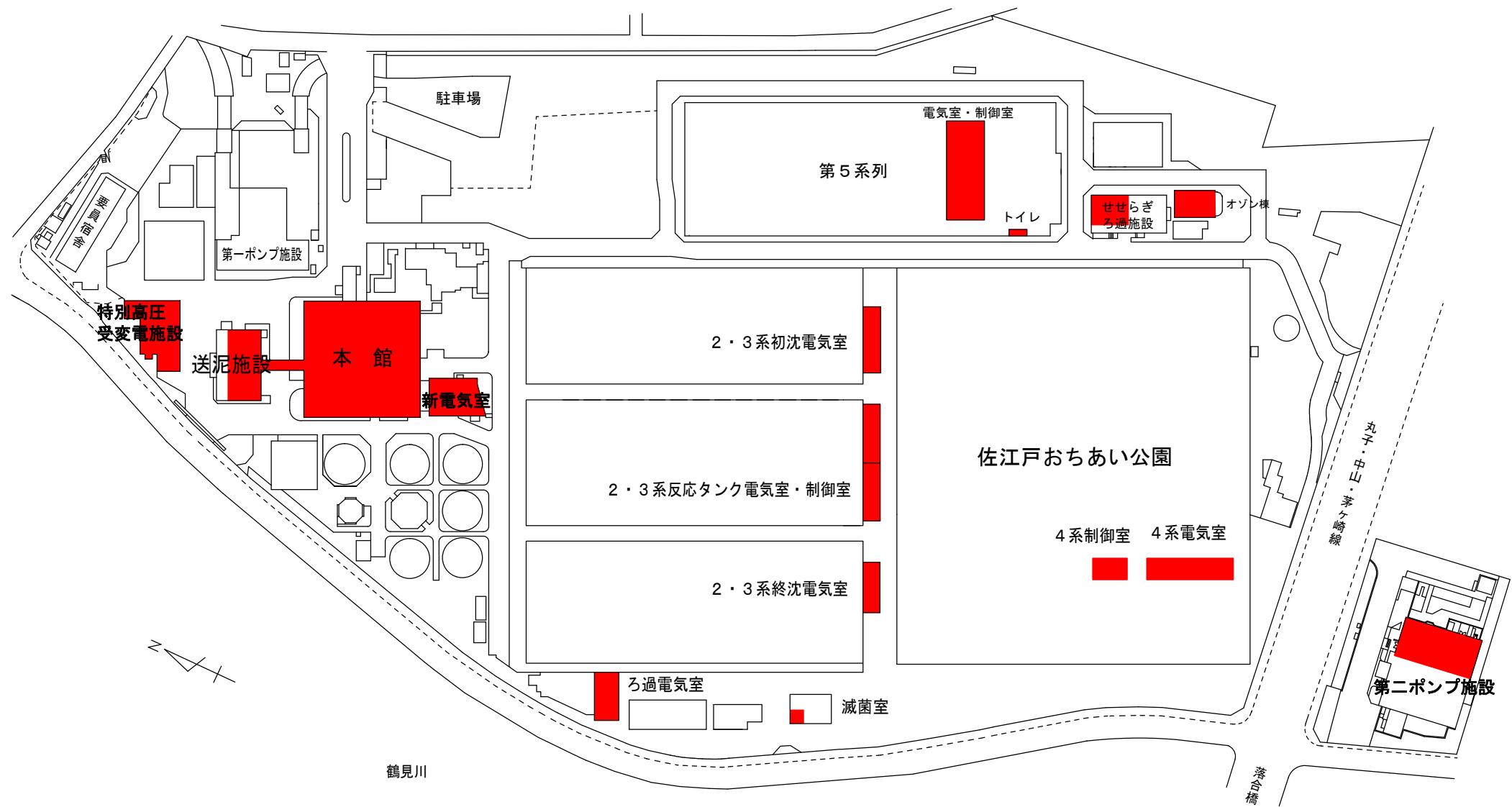
第7条 業務の履行を確認するための完了検査は、次のとおりである。

- (1) 書類検査
- (2) 検査員の指示する事項

横浜市下水道河川局下水道施設部
都筑水再生センター
〒224-0054
都筑区佐江戸町25番地
TEL : 045-932-2321
FAX : 045-931-8919

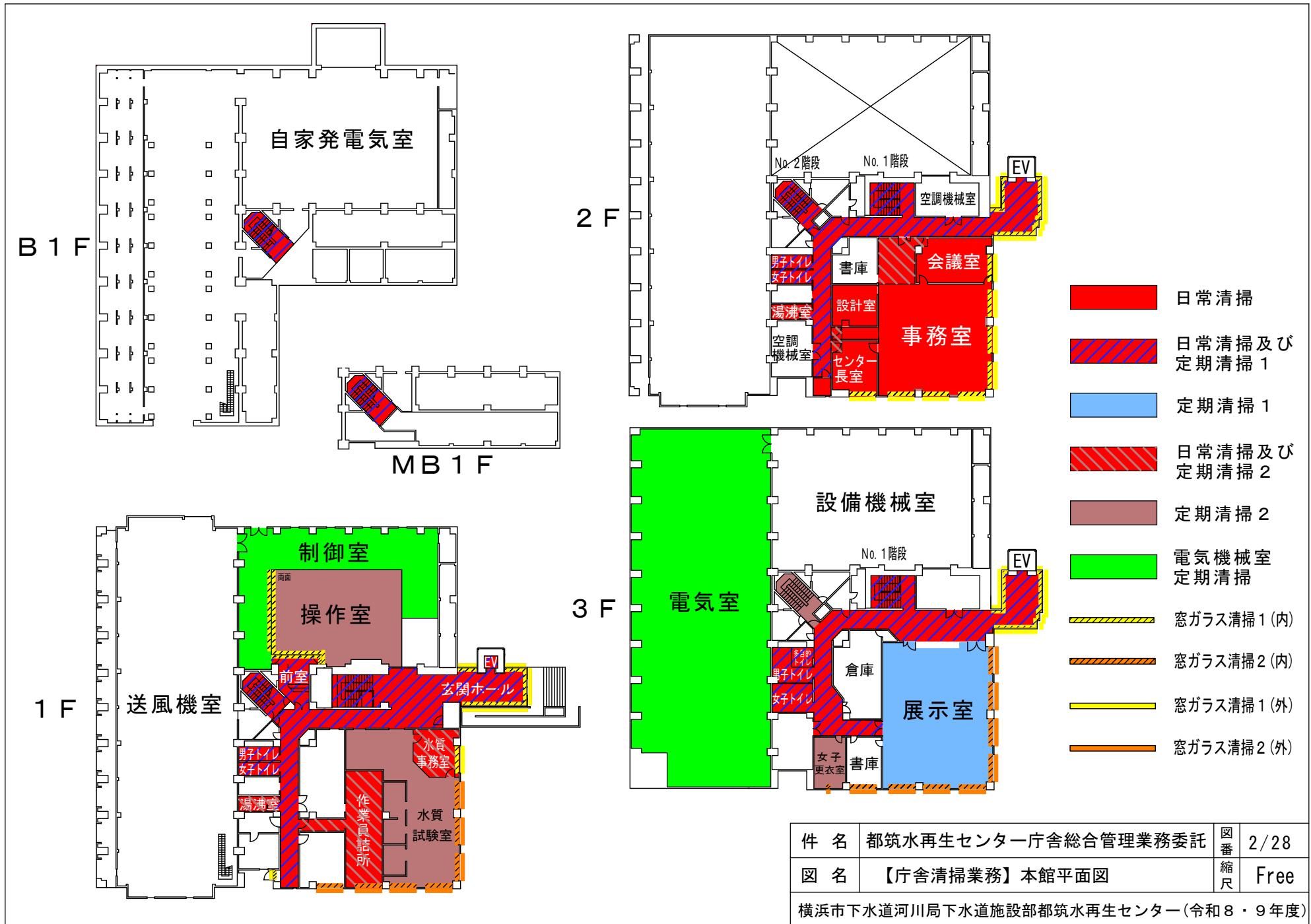


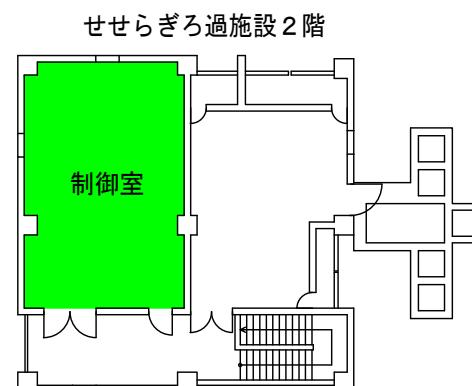
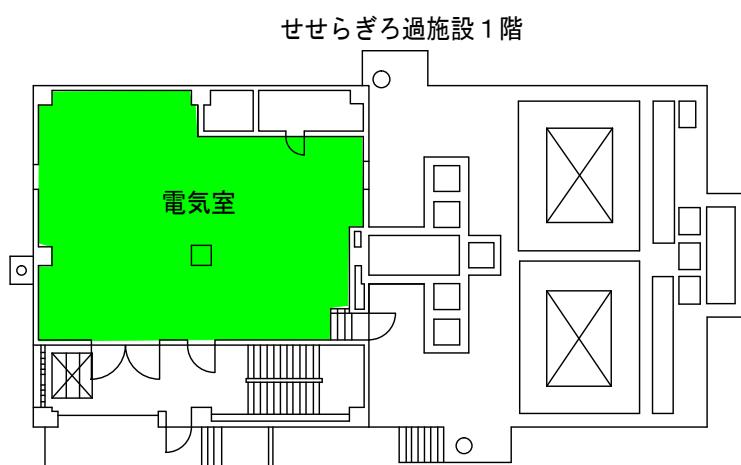
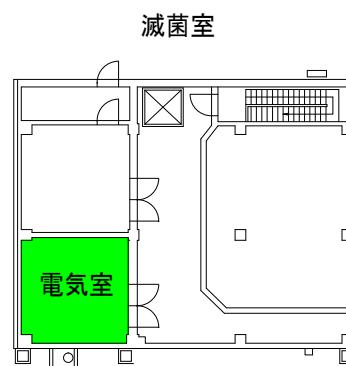
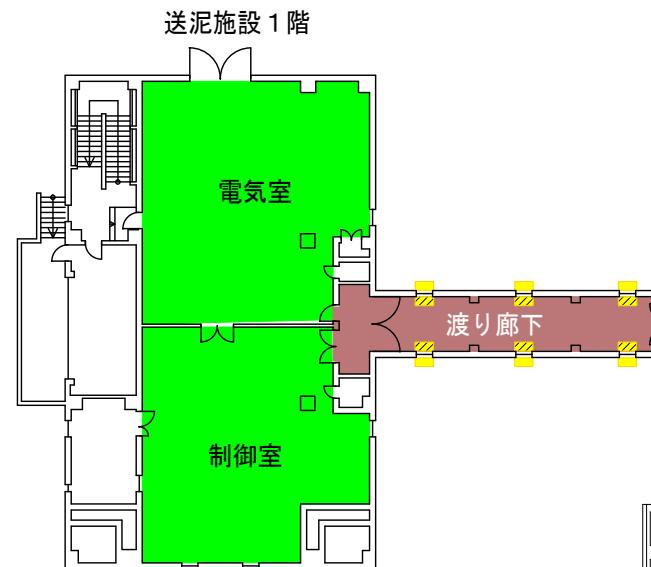
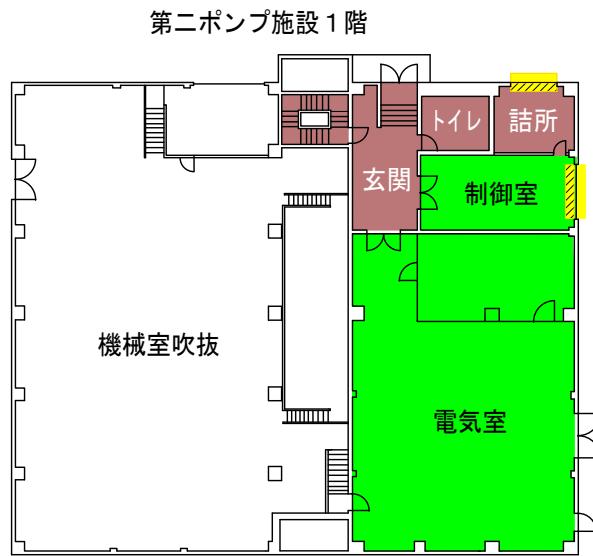
案内図



■ : 着色部分は本委託履行範囲を示す

件名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	1/28
図名	【庁舎清掃業務】全体平面図	縮尺	Free
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			

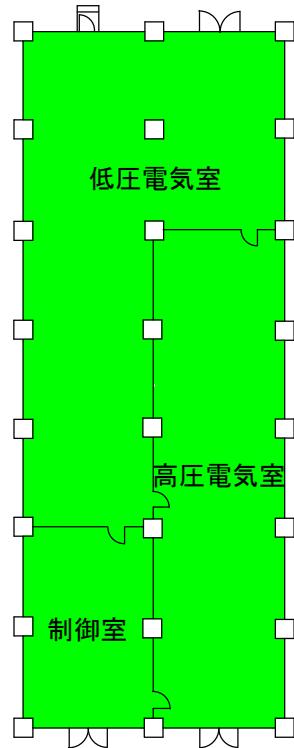




- 定期清掃 2
- 電気機械室定期清掃
- 窓ガラス清掃 1 (内)
- 窓ガラス清掃 1 (外)

件名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	3 / 28
図名	【庁舎清掃業務】第二ポンプ施設・送泥施設・せせらぎろ過施設・滅菌室 平面図	縮尺	Free
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			

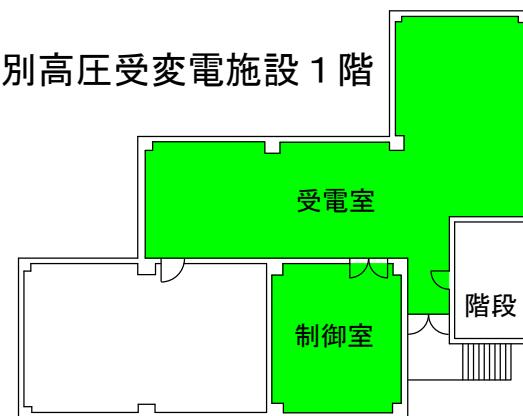
5系電気室・制御室



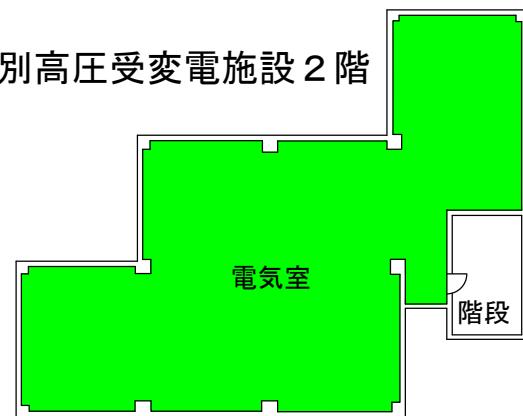
5系トイレ



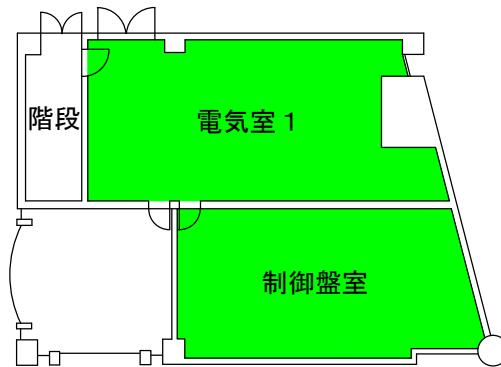
特別高圧受変電施設 1階



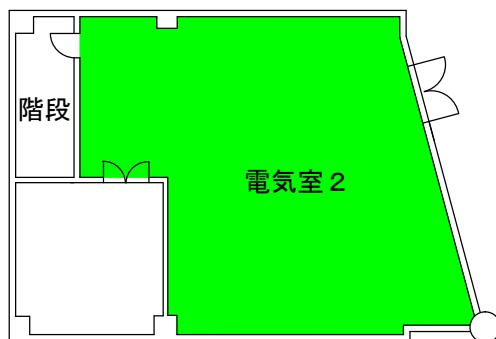
特別高圧受変電施設 2階



新電気室 1階



新電気室 2階

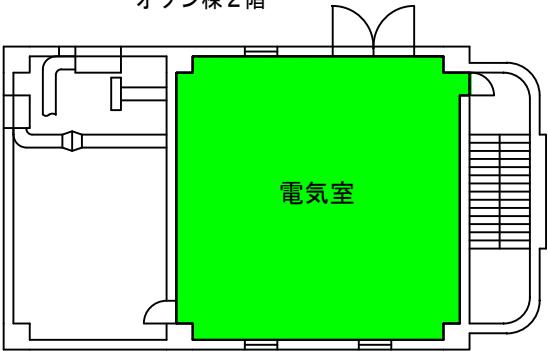


日常清掃及び定期清掃 1

電気機械室定期清掃

件名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	4/28
図名	【庁舎清掃業務】 5系電気室・特別高圧受変電施設・新電気室 平面図	縮尺	Free

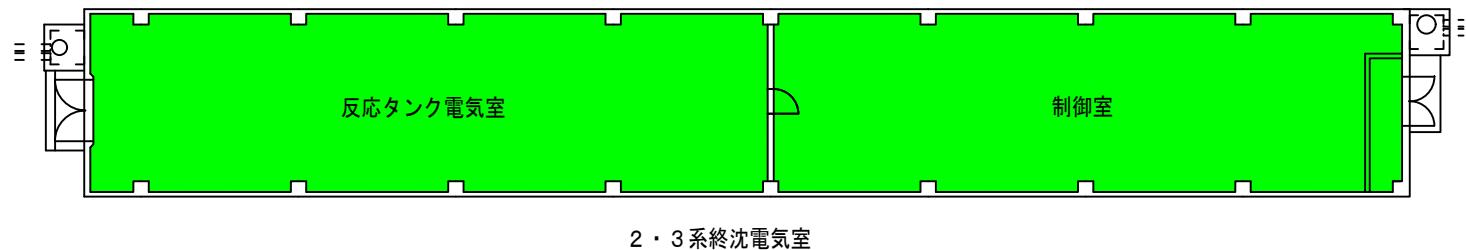
オゾン棟2階



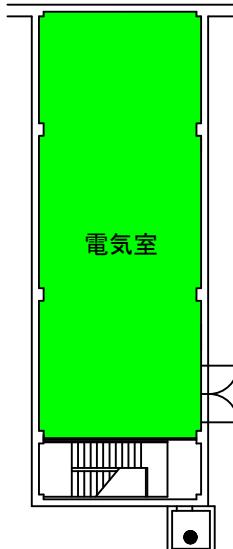
2・3系初沈電気室



2・3系反応タンク電気室・制御室



ろ過電気室



電気室

2・3系終沈電気室



4系制御室



制御室

4系電気室



電気機械室定期清掃

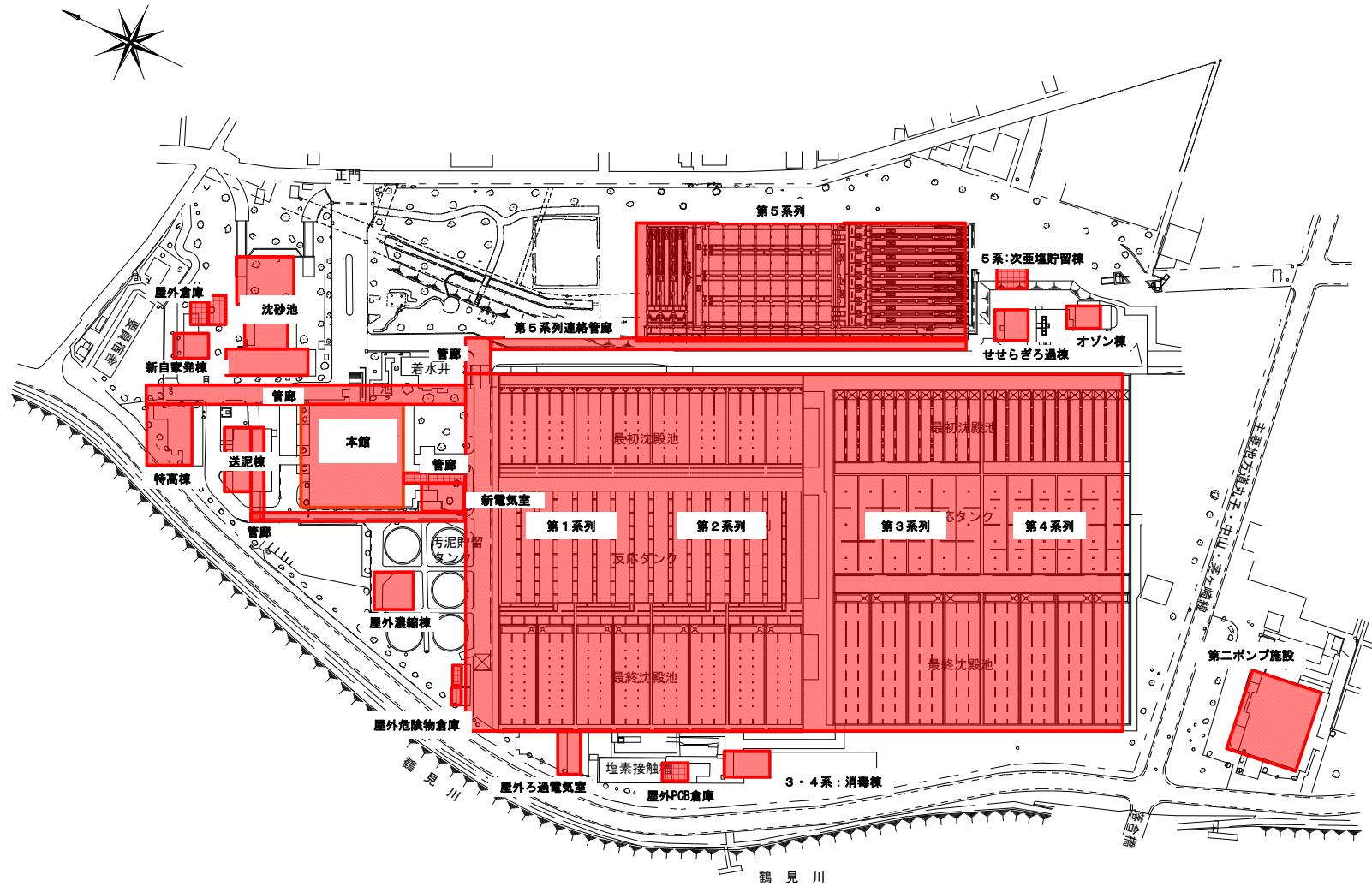
件名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	5/28
図名	【庁舎清掃業務】 オゾン棟、2・3系電気室、ろ過電気室、4系電気室 平面図	縮尺	Free

横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)

都筑水再生センター 一般平面図

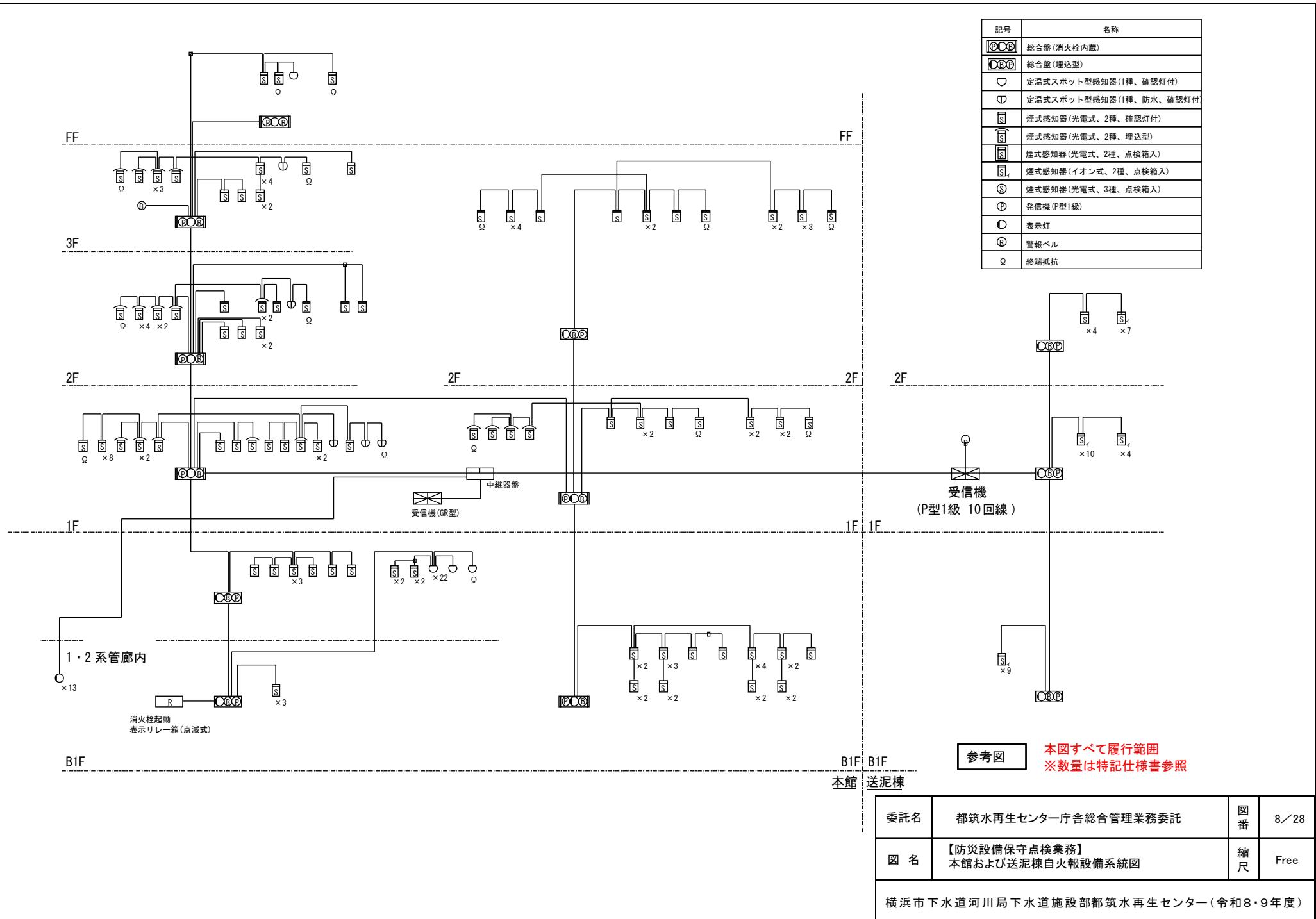


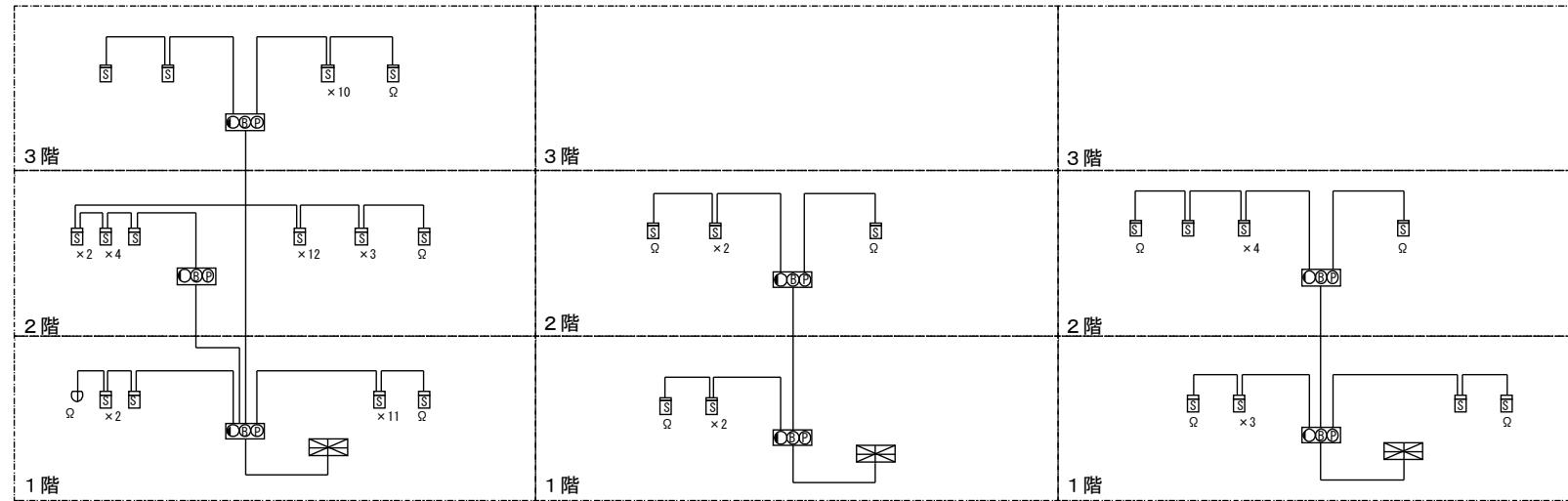
委託名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	6 / 28
図名	【エレベータ設備保守点検業務】一般平面図	縮尺	Free
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			



着色部は履行範囲を表す

委託名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	7/28
図名	【防災設備保守点検業務】一般平面図	縮尺	Free
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			

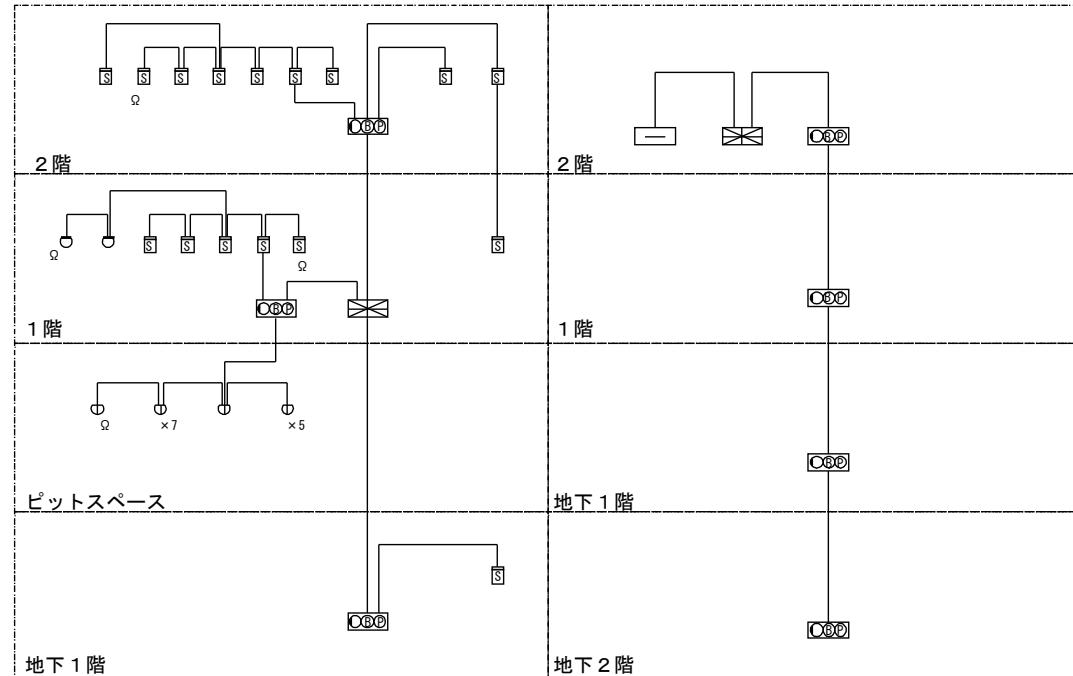




第二ポンプ施設

オゾン棟

新電気室



特高棟

せせらぎろ過棟

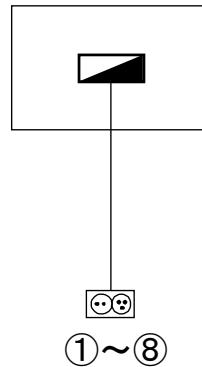
参考図

本図すべて履行範囲
※数量は特記仕様書参照

委託名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	9/28
図名	【防災設備保守点検業務】第二ポンプ施設・オゾン棟・新電気室・特高棟およびろ過棟自火報設備系統図	縮尺	Free
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			

記号	名称
	分電盤
	非常用コンセント

2・3系反応タンク電気室

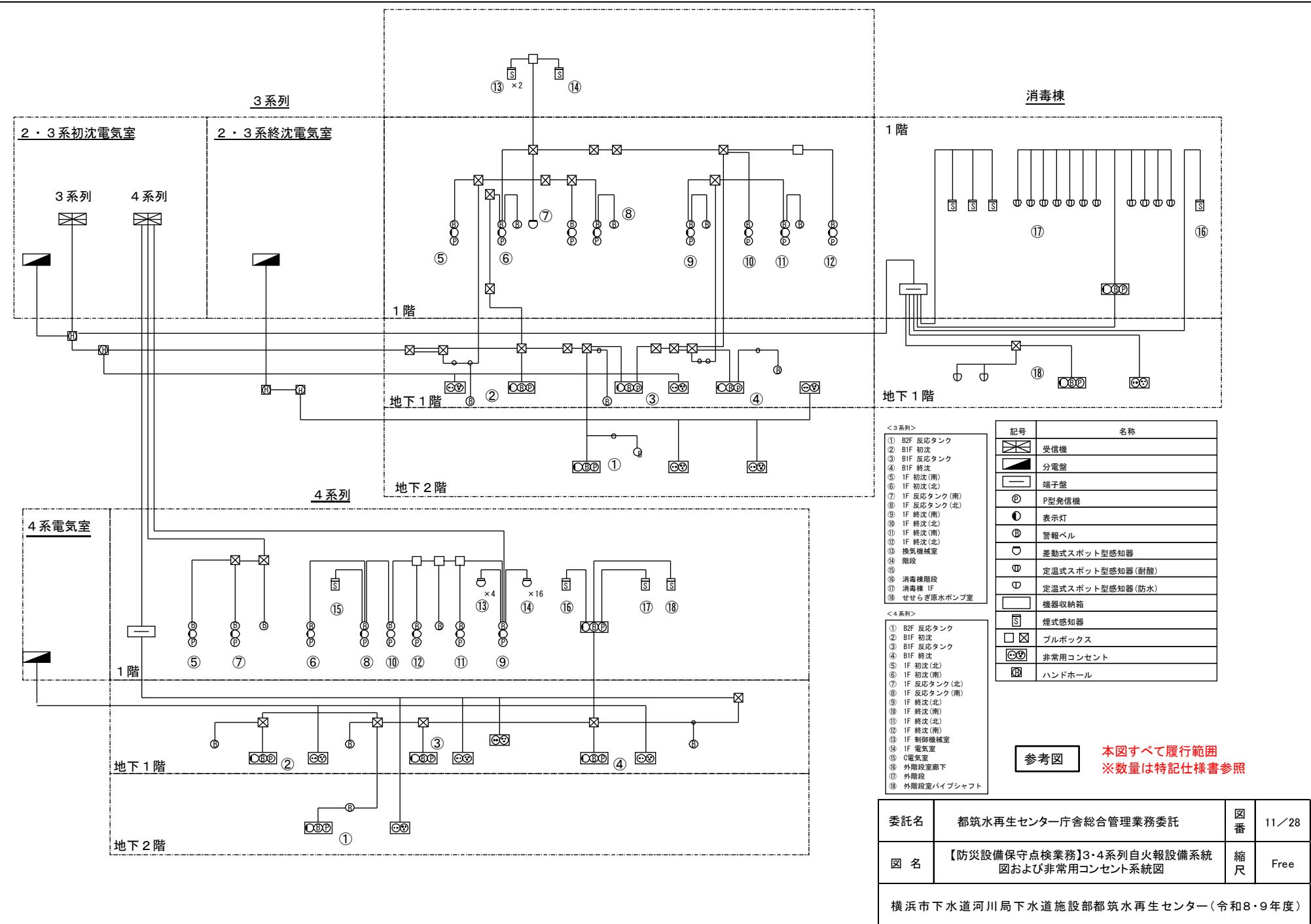


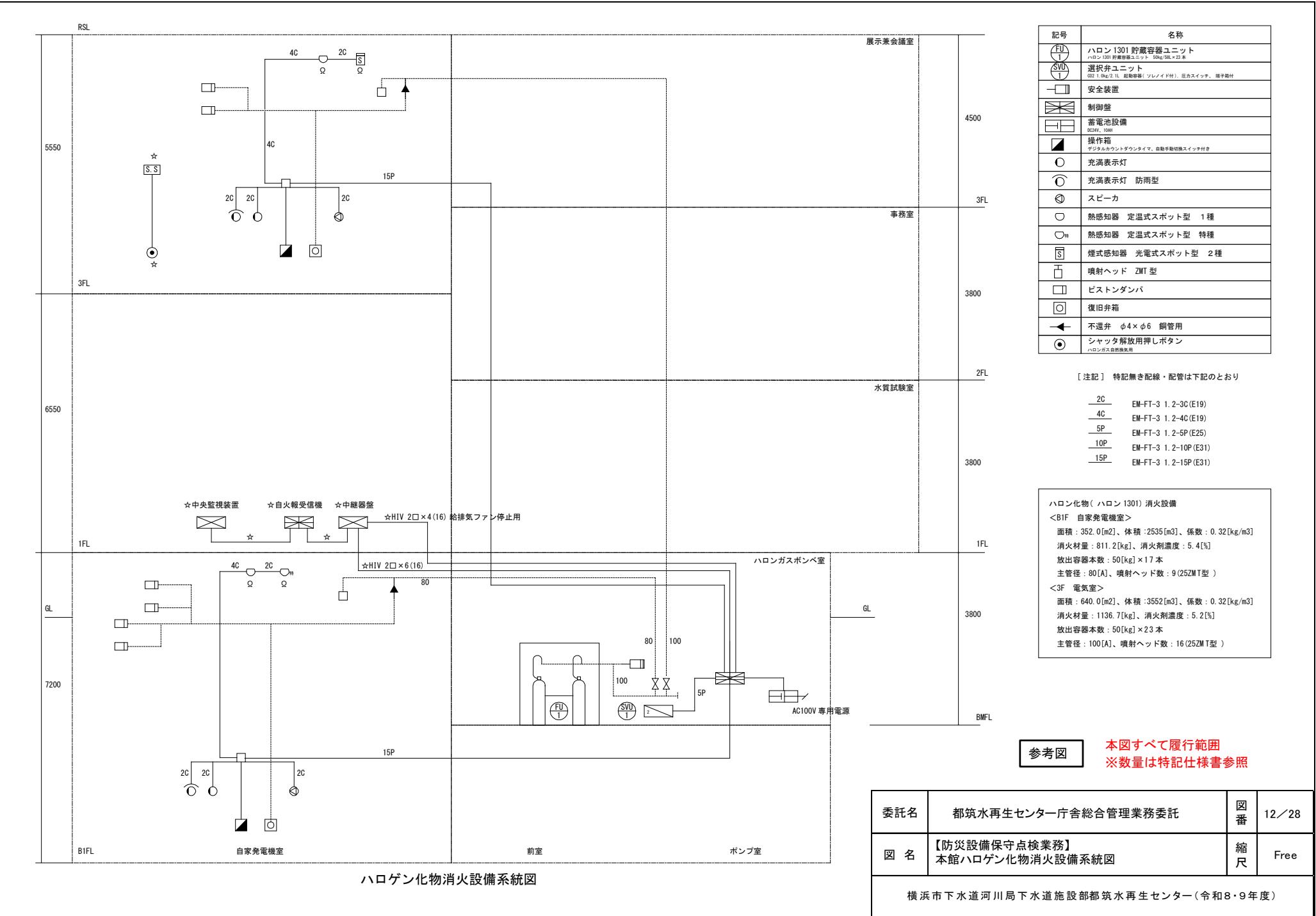
- | | |
|---|----------|
| ① | 1系列連絡管廊 |
| ② | 1系列連絡管廊 |
| ③ | 特高受電棟管廊 |
| ④ | 送泥棟管廊1 |
| ⑤ | 送泥棟管廊2 |
| ⑥ | 2系列最初沈殿池 |
| ⑦ | 2系列反応タンク |
| ⑧ | 2系列最終沈殿池 |

参考図

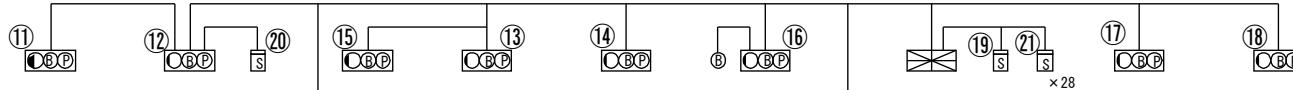
本図すべて履行範囲
※数量は特記仕様書参照

委託名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	10／28
図名	【防災設備保守点検業務】 1・2系列等非常用コンセント系統図	縮尺	Free
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			

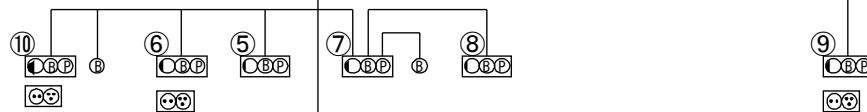




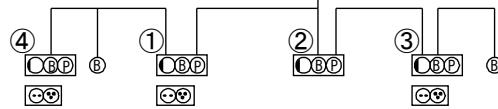
記号	名称
受信機	
機器収納箱	
煙式感知器	
発信機	
表示灯	
警報ベル	
非常用コンセント	



1F



B1F



B2F

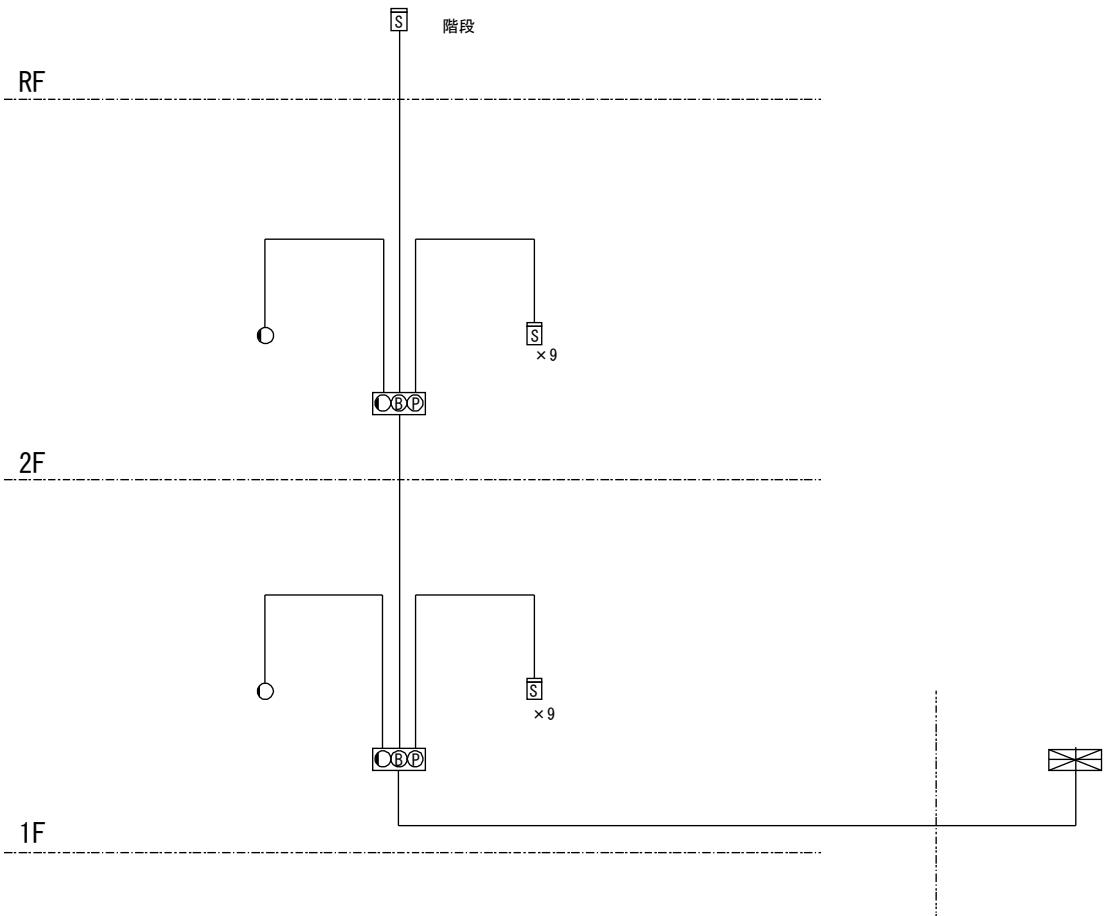
- | | |
|---|-----------|
| ① | B2F 初沈 |
| ② | B2F 反応タンク |
| ③ | B2F 反応タンク |
| ④ | B2F 連絡管廊 |
| ⑤ | B1F 初沈 |
| ⑥ | B1F 初沈 |
| ⑦ | B1F 反応タンク |
| ⑧ | B1F 反応タンク |
| ⑨ | B1F 終沈 |
| ⑩ | B1F 連絡管廊 |
| ⑪ | 1F 初沈 |
| ⑫ | 1F 初沈 |
| ⑬ | 1F 反応タンク |
| ⑭ | 1F 反応タンク |
| ⑮ | 1F 反応タンク |
| ⑯ | B1F 終沈 |
| ⑰ | B1F 終沈 |
| ⑱ | B1F 終沈 |
| ⑲ | B1F 終沈 |
| ⑳ | 1F 初沈 階段 |
| ㉑ | 1F 終沈 階段 |

参考図

本図すべて履行範囲
※数量は特記仕様書参照

委託名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	13／28
図名	【防災設備保守点検業務】 5系列自火報設備系統図および非常用コンセント系統図	縮尺	Free
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			

記号	名称
■	受信機
□	機器収納箱
■	煙式感知器
○	発信機
○	表示灯
○	警報ベル

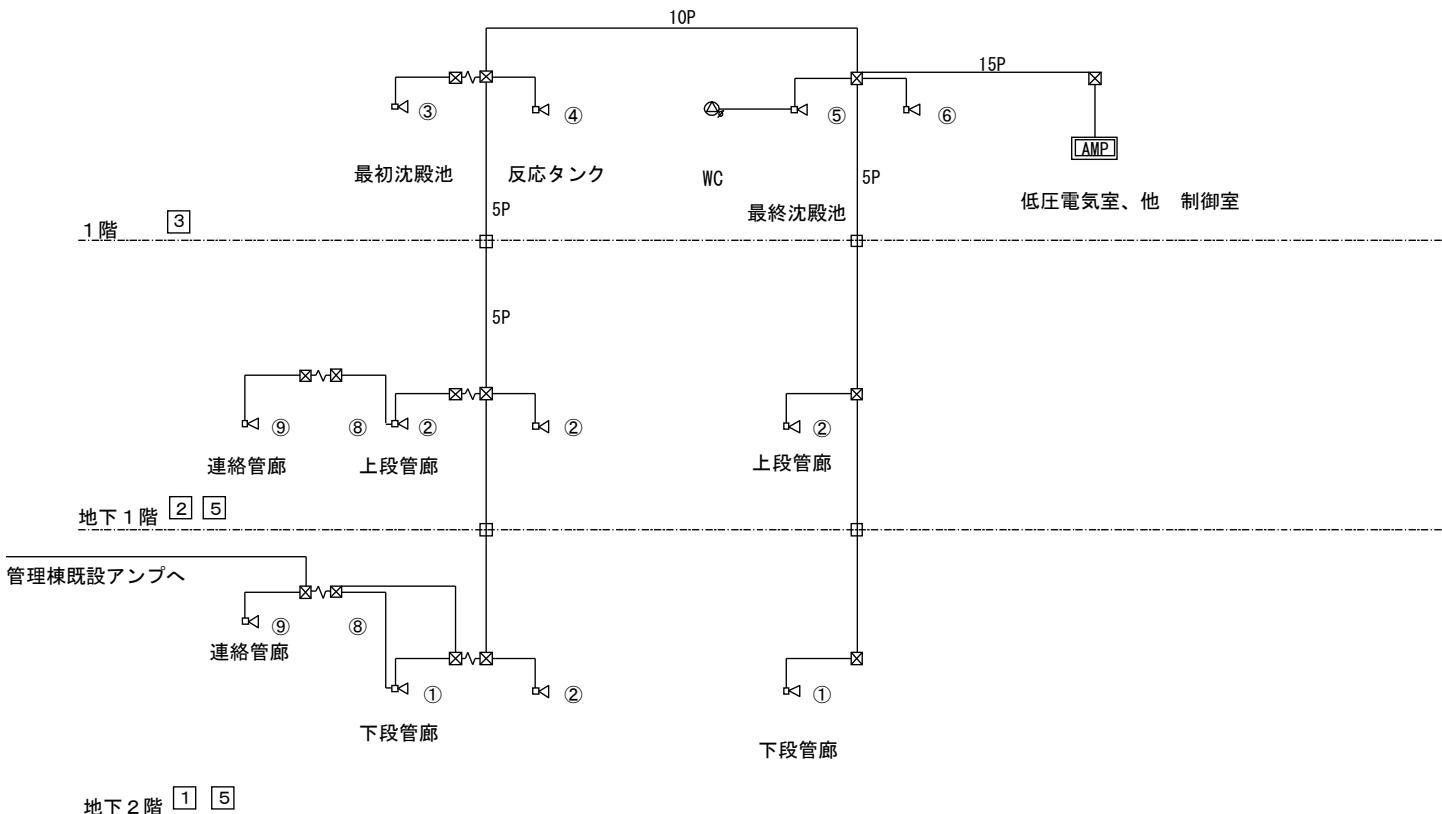


参考図

本図すべて履行範囲
※数量は特記仕様書参照

委託名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	14／28
図名	【防災設備保守点検業務】 新自家発棟自火報設備系統図	縮尺	Free
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			

記号	名称
LAMP	壁掛型非常業務兼用アンプ
Ⓐ	天井埋込型スピーカ(ATT付)
Ⓑ	ホーンスピーカ
No	業務放送系統番号
No	非常放送系統番号



[注記] 特記無き配線・配管は下記のとおり

5P EM-FT-3 1.2-3C (GP16)

10P EM-FT-3 1.2-5P (GP22)

15P EM-FT-3 1.2-10P (GP28)

----- EM-FT-3 1.2-3C (FEP50) 地中埋設

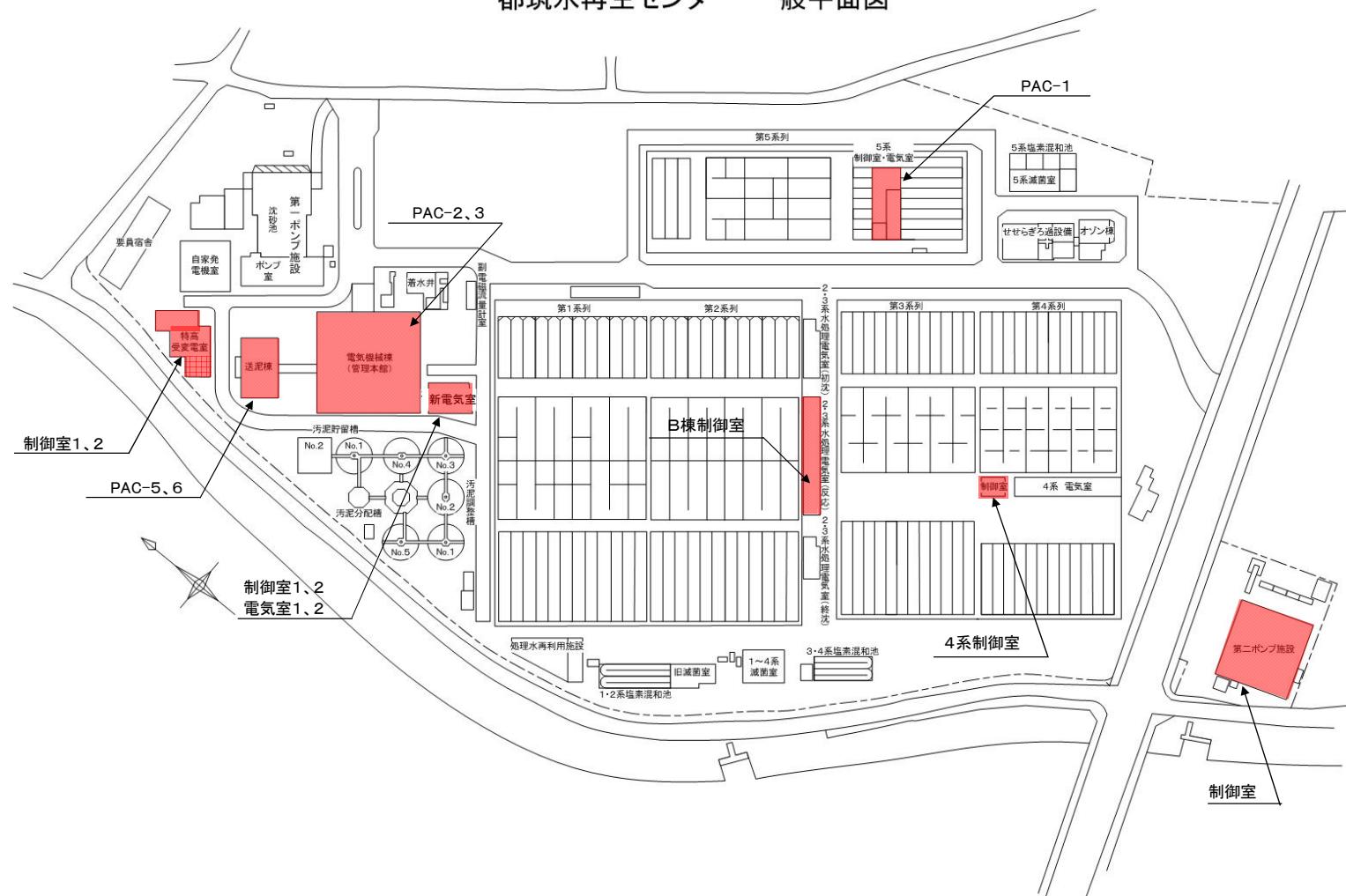
<放送系統>	
①	B2F 下段管廊
②	B1F 上段管廊
③ ④	1F 最初沈殿池 1F 反応タンク
⑤ ⑥	1F 最終沈殿池 1F 低圧電気室 他
⑦	
⑧ ⑨	B2F 連絡管廊 B1F 連絡管廊

参考図

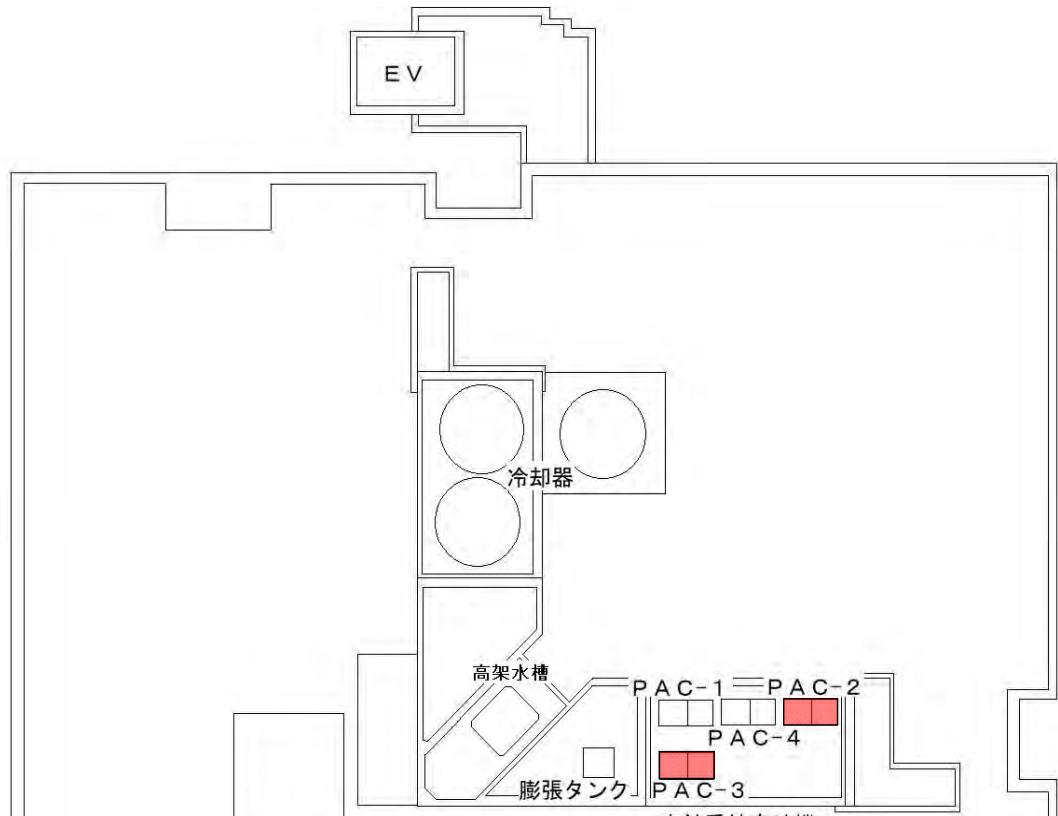
本図すべて履行範囲
※数量は特記仕様書参照

委託名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	15/28
図名	【防災設備保守点検業務】 5系列非常警報設備系統図	縮尺	Free
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			

都筑水再生センター 一般平面図



委託名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	16 / 27
図名	【空調設備保守点検業務委託】機番・対象箇所	縮尺	Free
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			



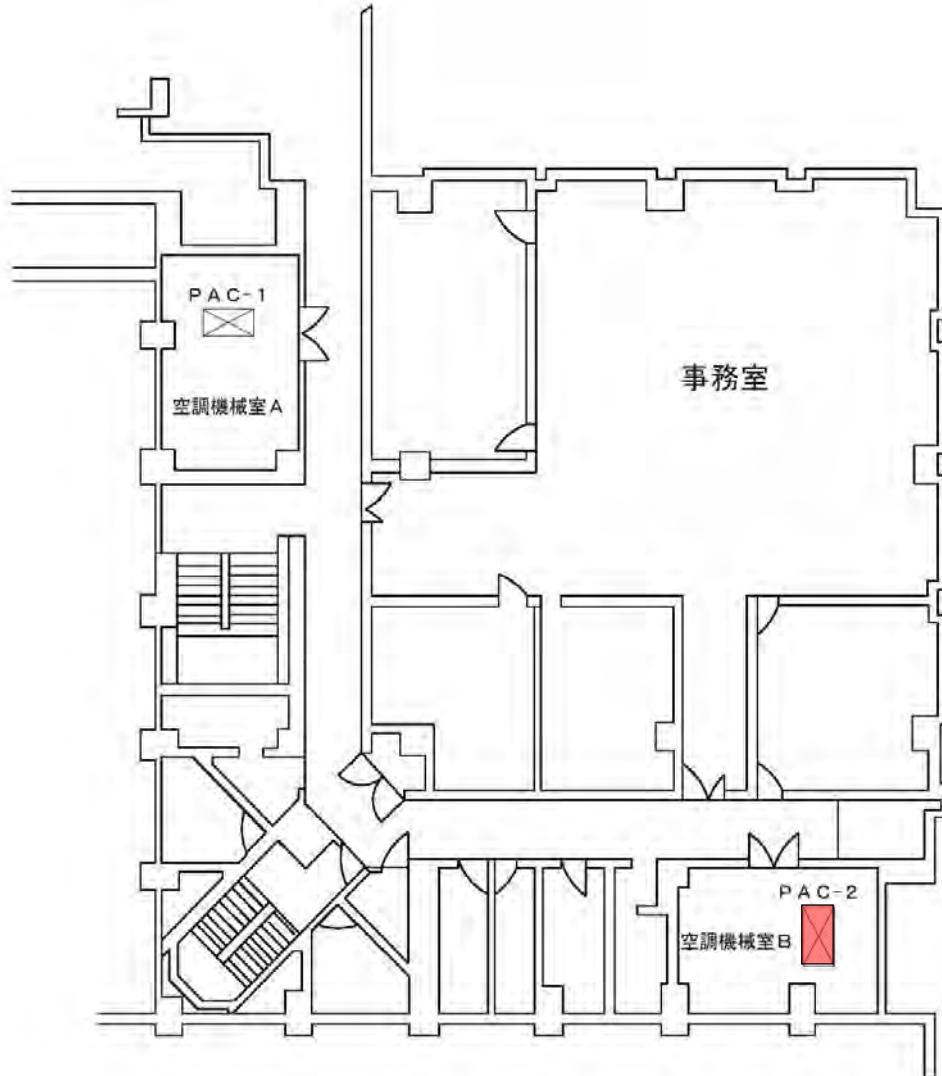
本館 屋上

 着色部分今回施工か所

委託名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	17 / 28
図名	【空調設備保守点検業務】本館屋上 平面図	縮尺	Free
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			



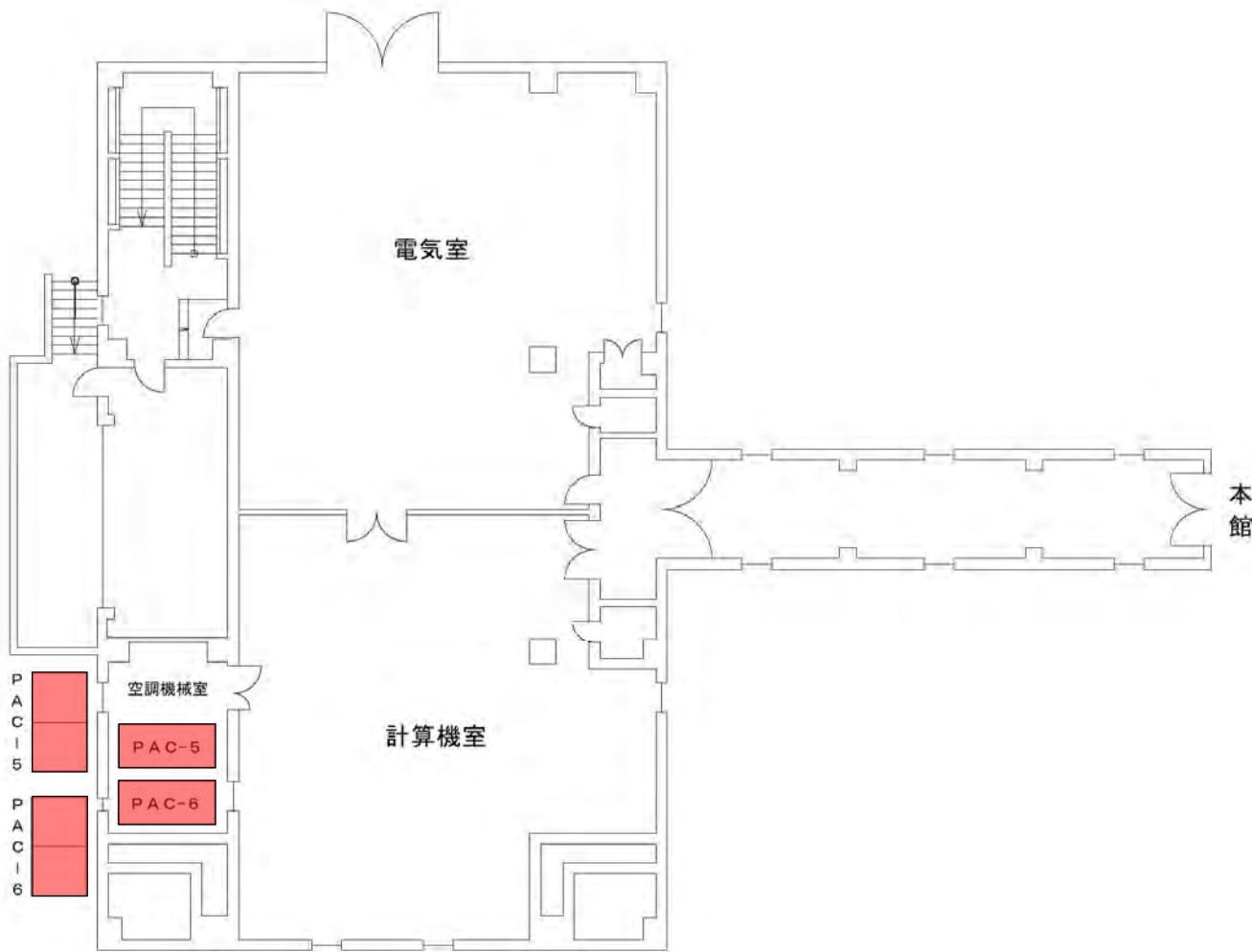
委託名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	18 / 28
図名	【空調設備保守点検業務】本館3F 平面図	縮尺	Free
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			



本館 2階

 着色部分今回施工か所

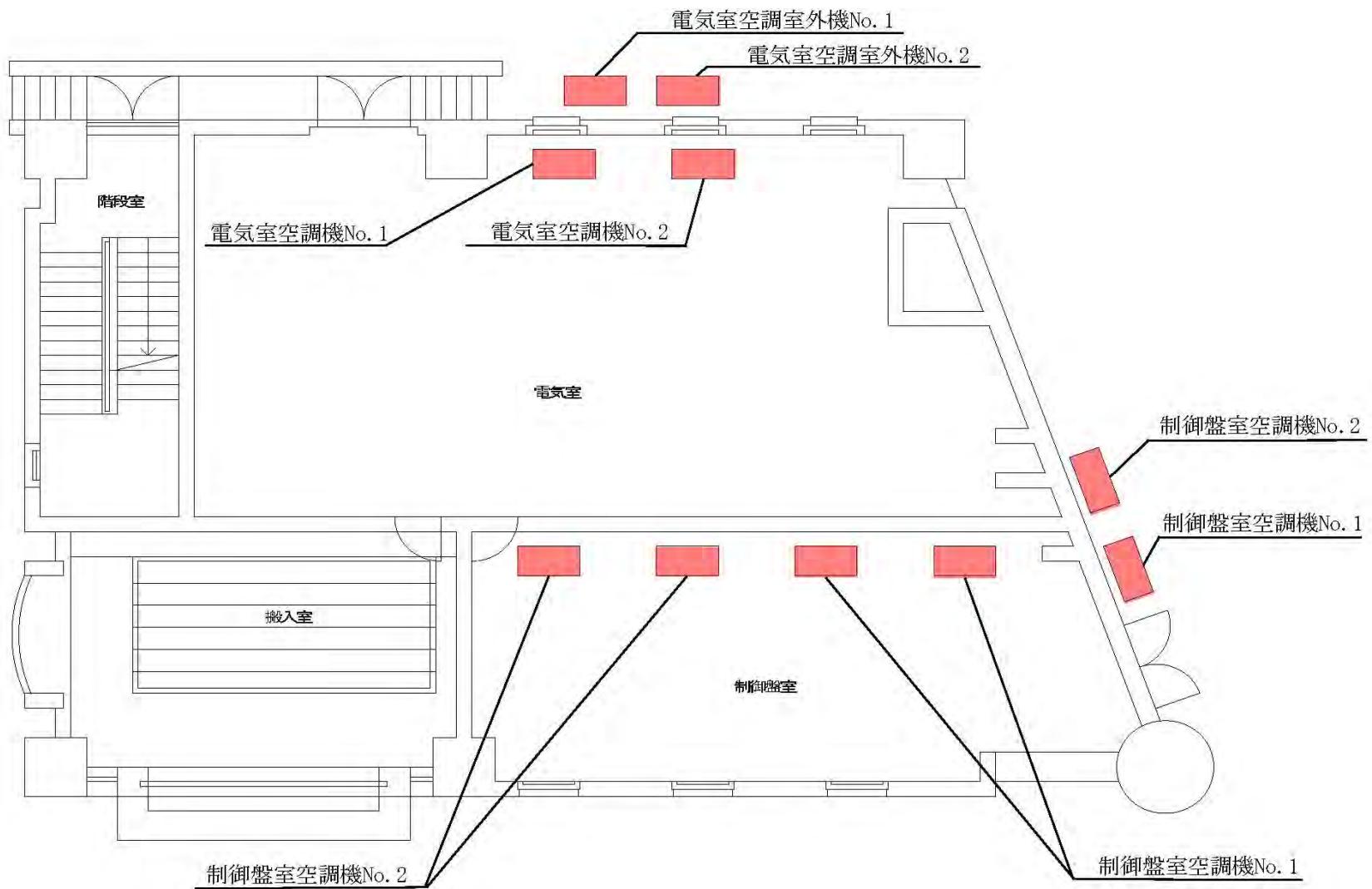
委託名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	19 / 28
図名	【空調設備保守点検業務】本館2F 平面図	縮尺	Free
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			



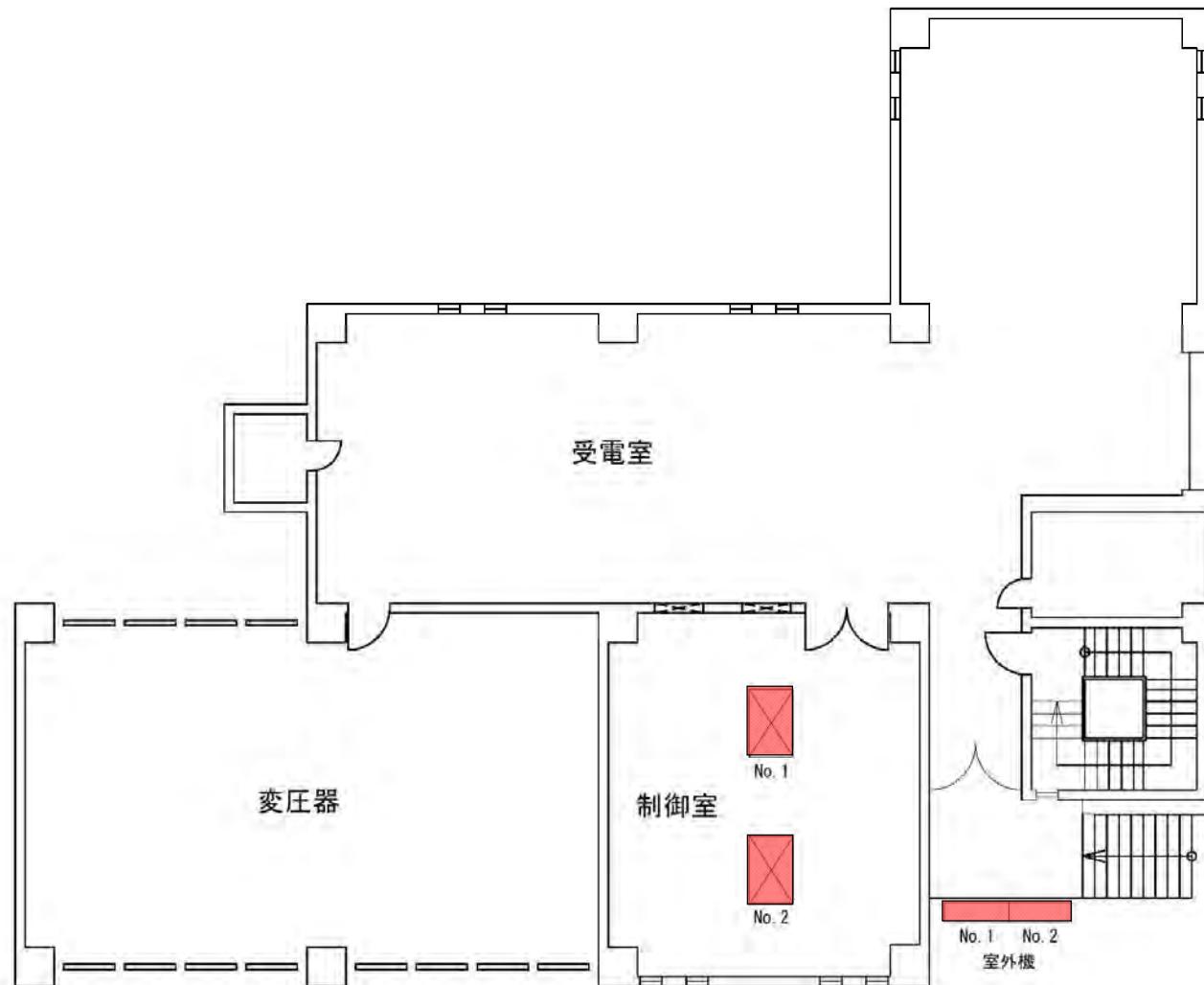
送泥棟 1階

 着色部分今回施工か所

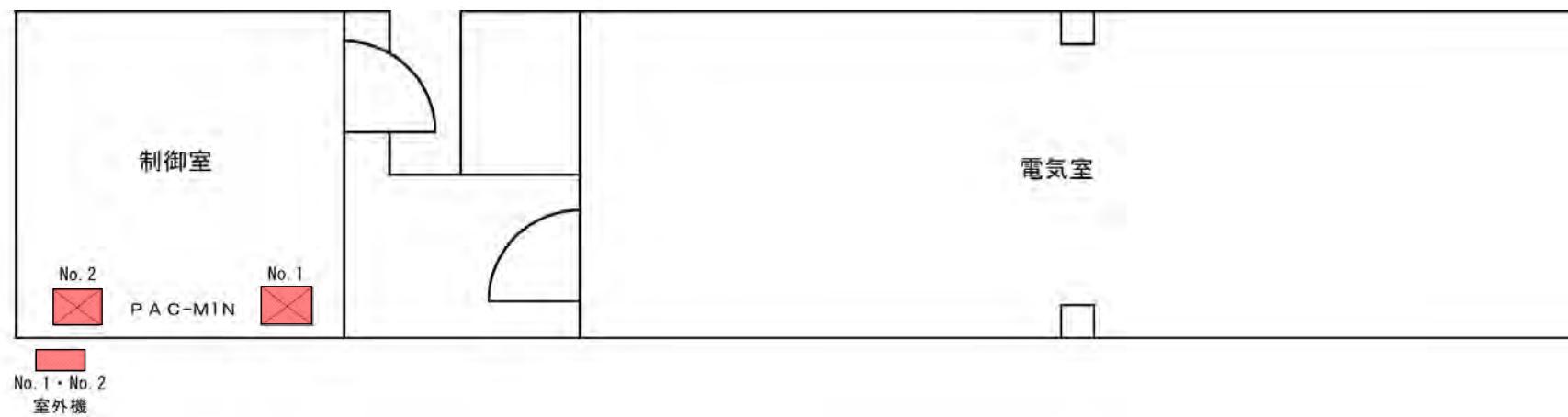
委託名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	20 / 28
図名	【空調設備保守点検業務】送泥棟1F 平面図	縮尺	Free
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			



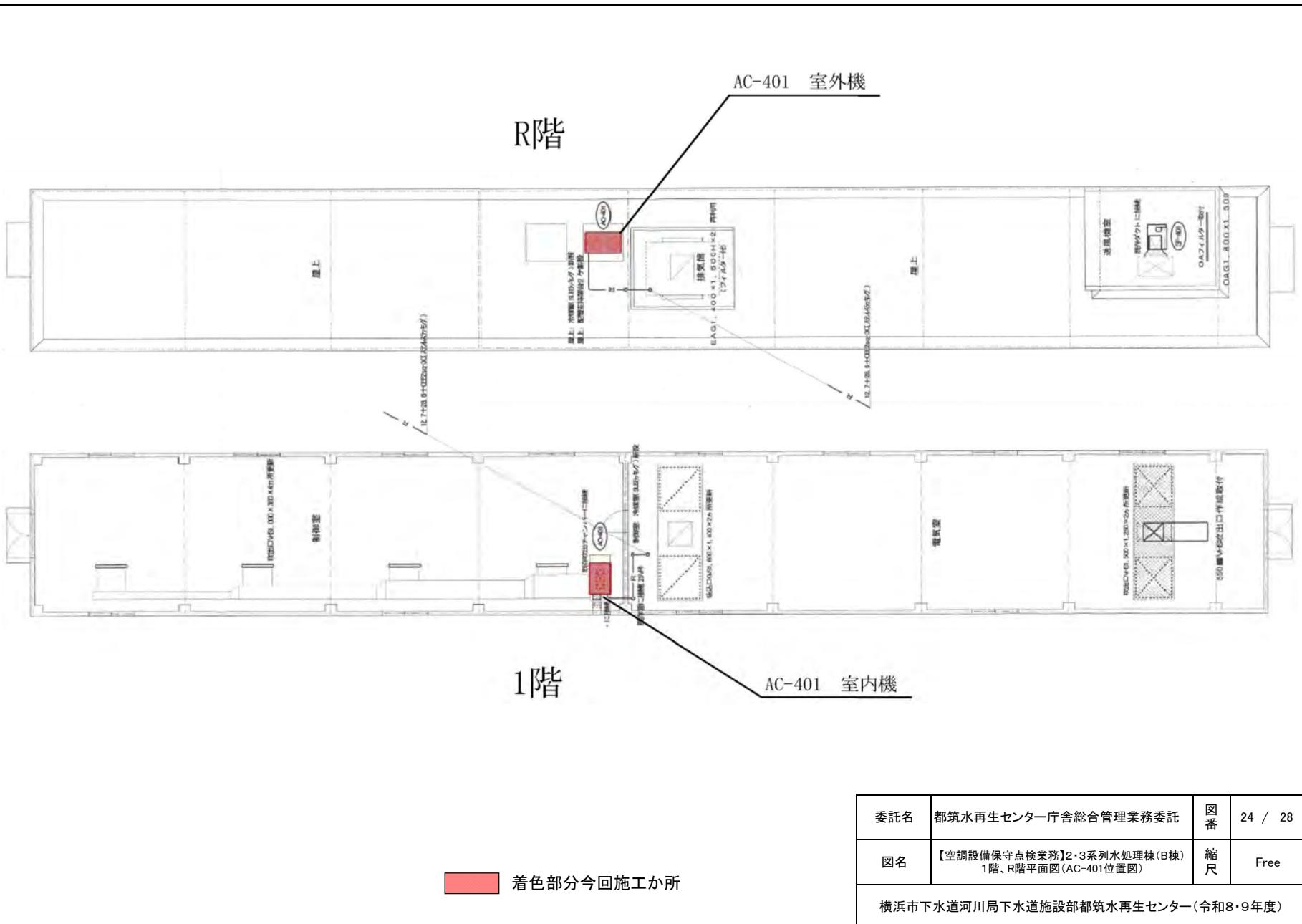
委託名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	21 / 28
図名	【空調設備保守点検業務】新電気室1階平面図 (制御室、電気室空調機位置図)	縮尺	Free
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			



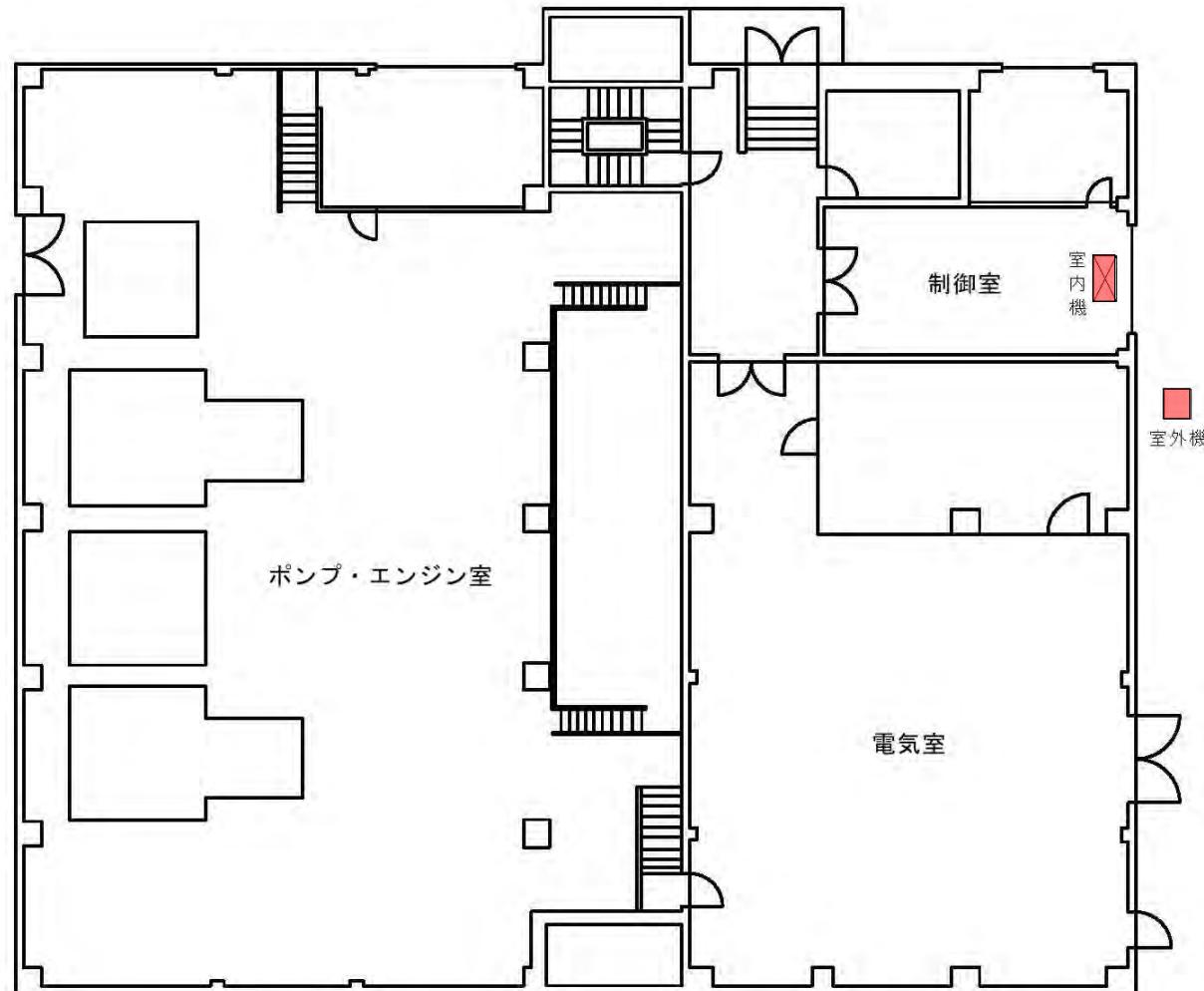
委託名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	22 / 28
図名	【空調設備保守点検業務】特高棟1F 平面図	縮尺	Free
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			



委託名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	23 / 28
図名	【空調設備保守点検業務】 第4系列制御室・電気室 平面図	縮尺	Free
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			

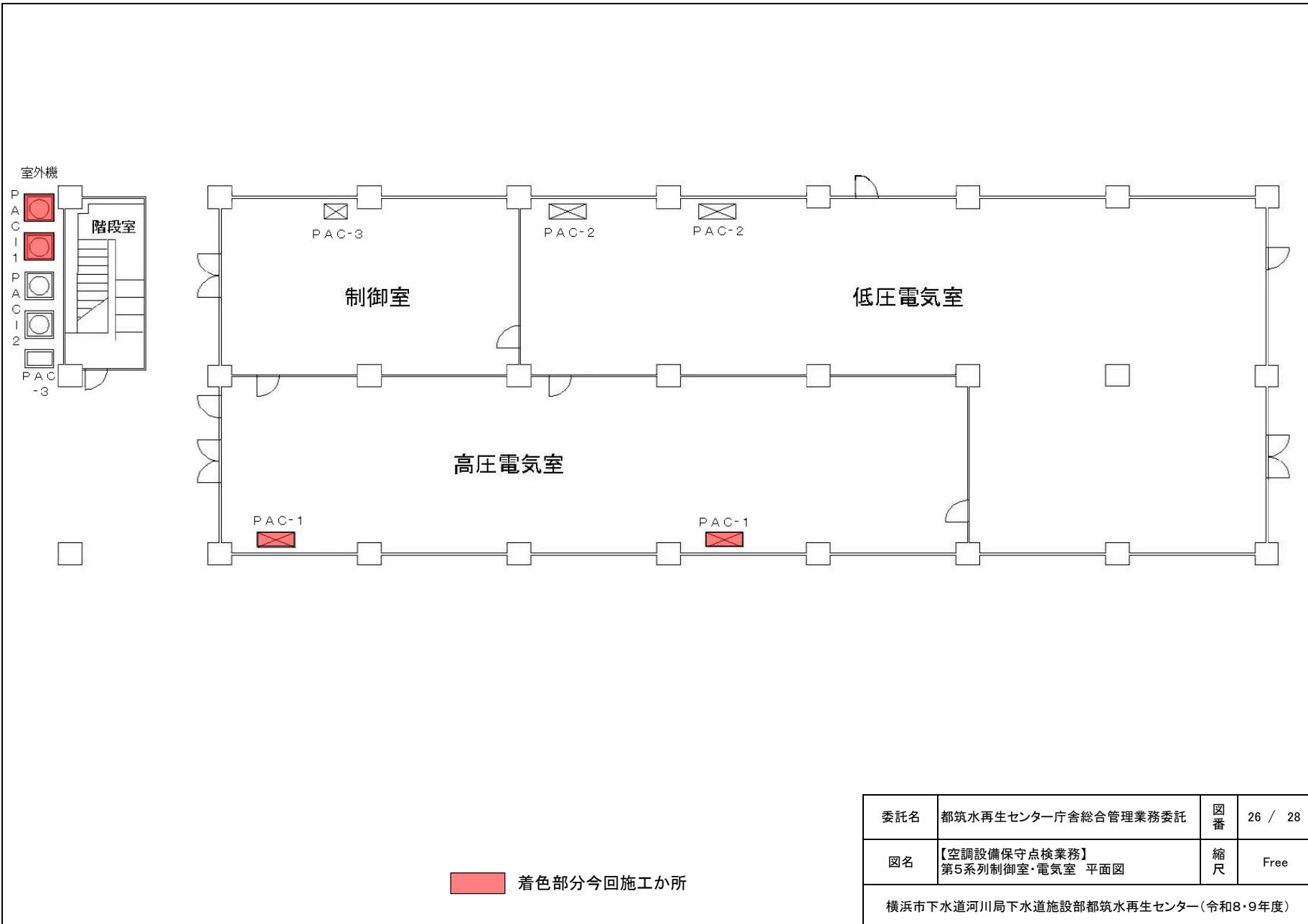


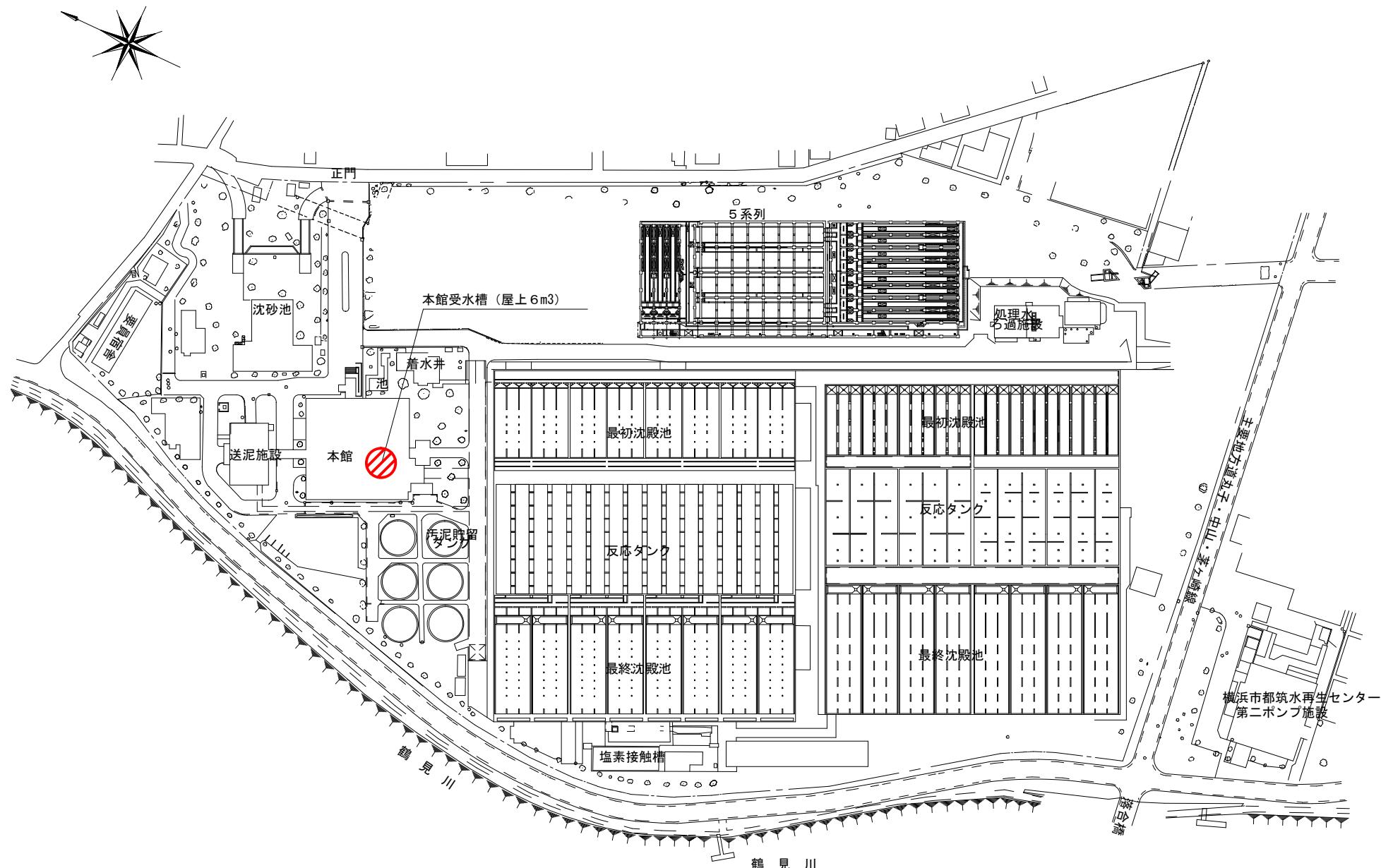
委託名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	24 / 28
図名	【空調設備保守点検業務】2・3系列水処理棟(B棟) 1階、R階平面図(AC-401位置図)	縮尺	Free
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			



着色部分今回施工か所

委託名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	25 / 28
図名	【空調設備保守点検業務】 第二ポンプ施設1F 平面図	縮尺	Free
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			

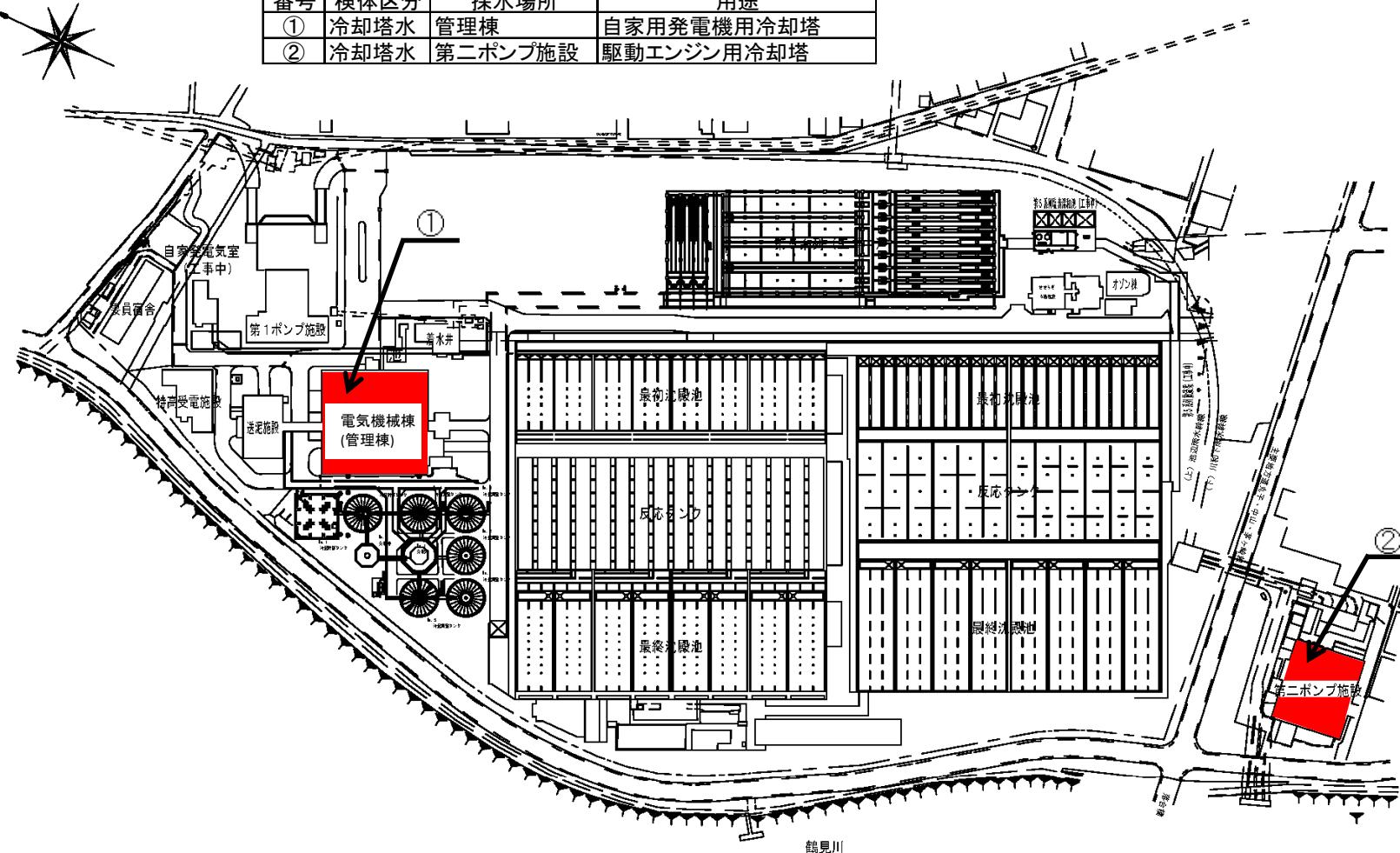




今回履行範囲

委託名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	27/28
図名	【飲料水用受水槽点検清掃業務】受水槽位置	縮尺	FREE
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター（令和8・9年度）			

番号	検体区分	採水場所	用途
①	冷却塔水	管理棟	自家用発電機用冷却塔
②	冷却塔水	第二ポンプ施設	駆動エンジン用冷却塔



着色部分今回履行場所

委託名	都筑水再生センター庁舎総合管理業務委託	図番	28 /28
図名	【レジオネラ属菌水質検査業務】全体平面図	縮尺	一
横浜市下水道河川局下水道施設部都筑水再生センター(令和8・9年度)			